

平成25年第2回御宿町議会定例会

議事日程（第2号）

平成25年6月18日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 2 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 3 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(御宿町国民保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 4 議案第 3号 御宿町一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 御宿町重度心身障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5号 御宿町障害者ホームヘルプサービス事業に関する条例を廃止案する
する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7号 平成25年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 8号 平成25年度御宿町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第 9号 御宿町立御宿中学校屋外運動場整備工事請負契約の締結について
- 日程第11 発議第 1号 TPP交渉参加に関する意見書の提出について
- 日程第12 請願第 2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請
願書
- 日程第13 請願第 3号 「国における平成26（2014）年度教育予算拡充に関する意見書」採
択における請願書

本日の会議に付した事件

追加日程第1 発議第 2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

追加日程第2 発議第 3号 国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

出席議員（11名）

1番	大野吉弘君	2番	新井明君
3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君
5番	土井茂夫君	6番	伊藤博明君
8番	小川征君	9番	瀧口義雄君
10番	滝口一浩君	11番	貝塚嘉軟君
12番	大地達夫君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	木原政吉君	企画財政課長	大竹伸弘君
産業観光課長	田邊義博君	教育課長	渡辺晴久君
建設環境課長	佐藤昭夫君	税務住民課長	埋田禎久君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	岩瀬晴美君

事務局職員出席者

事務局長	岩瀬由紀夫君	主査	古畑貴子君
------	--------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（中村俊六郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

（午前10時 2分）

◎報告

○議長（中村俊六郎君） 日程に入る前に昨日の9番、瀧口義雄君の一般質問について、木原総務課長から発言を求めておりますのでこれを許可いたします。

木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） それでは今回ネット選挙のご質問があった関連でご説明させていただきます。

皆さまに資料、これは総務省から得たものですが事前に配布させていただきました。

ただ、これ以外の詳しい情報は、まだ県の説明会も行われておりません。説明があった段階です、議員協議会等です、詳しい件については説明させて、今後いただきたいというふうに考えております。

これについては、今回インターネットを使った選挙ができるようになったということで、この改正が本年4月26日から公布されまして、その日から起算して1ヶ月。5月26日から施行される。適用については、次の国政選挙ということでまだ確定ではありませんが、参議院選挙。これがですね、おおむね7月4日が公示日ですから、ここから適用されるということでございます。

これ1ページ目こちらを見ていただきたいのですが、表の方ですね、今まではインターネットを使った選挙はできませんでしたが、今回一番にありますように、有権者はウェブサイト、ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等を使った選挙運動ができるということになっております。

これは真ん中の方に出てますように、「誰々さんを応援しましょう」ということもできると。政党はやはり同じように、「この度、立候補した誰々です。清き1票をお願いします。」と書いてありますがこういう事もできると。ただ有権者については、電子メールを使った送信という

のはできないと。ただ候補者、政党等についてはこれも可能だということです。

これについては有権者の電子メールは、今のところ次の次の国政選挙までに、できる方向に調整するというごさいます、現時点ではできない、ということごさいます。選挙の違反とかなんとかはですね、今回から適用されると説明を受けております。それと候補者、政党についてはウェブサイトと電子メールについてできる、という規定ごさいます、総務省からきた資料では、「この中で政党等については、市長の確認団体まではできる」と、ただし「町村長、町村議員、議会議員ですね、についてまた指定都市以外の市の議会議員については、本人候補者はできますけど政党等できない」という規定でこちらの方に通知が来ております。

後の方、見ていただきたいのですが、有権者は先ほど言いましたようにメールを使つての選挙運動はできないということと、当然未成年の選挙運動は禁止されていますので、現在町の方には、この町のホームページ、このパンフレット、総務省からのそれと未成年の禁止の2種類を、今、すでに掲載しております。それとホームページや電子メール等を印刷して配つてはいけなと。選挙期日以外これは選挙の前日までしか当然、できないという規定ごさいます。それとあとネットですから、誹謗、中傷、なりすまし等に刑罰ごさいます、載せた場合にはですね。自分のメールアドレスの表示が当然必要だ、という規定ごさいます。それとこの規定を読んでいきますと、インターネット等利用した選挙期日後の挨拶行為の解禁というのがここには書いてありませんごさいます。

というのは選挙期日後、自身のホームページ等において、当選または落選に関する挨拶を記載することや、電子メールを利用して当選または落選に関する挨拶を行うことは可能となると、そういう規定もごさいます。

その他の買収罪の適用とか、個の細かい規定はごさいますけど、冒頭申し上げましたとおり、県にも総務省からは説明が無いという状況です。今後、当然あると思いますのでそれを受けて、今の段階、今の状況でしか申し上げられませんので、分かった時点でご説明する機会があればというふうに考えております。

またこれについては、部数が300枚しか来てません。ですからこれを町で印刷して各世帯に配ろうということになっております。これを見て解り難いというご意見もありますが、総務省が作った、監修したものでないと町選管が勝手に作つてどうのこうの、ということできませんので、問合せ先は総務省になってますので、それは許可を得て、ですから、これを選挙前に各家庭に配っていくということを計画しております。

なかなか説明内容が詳しく説明できませんが、こういう状況でございますのでご了解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(午前 10 時 7 分)

◎報告第 1 号の上程、説明

○議長（中村俊六郎君） これより日程に入ります。

日程第 1、報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

大竹企画財政課長の説明を求めます。大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 平成 24 年度御宿町繰越明許費繰越計算書について、ご報告を申し上げます。

繰越明許費繰越計算書をご覧をいただきたいと思います。

内容につきましては、平成 25 年第 1 回定例会にてご承認をいただきました、繰越明許費と同様であり、事業費や財源を踏まえ、繰越し手続きを行いましたので地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、ご報告をするものでございます。

まず 2 款、総務費の防災情報通信設備整備事業につきましては、国の補正予算に伴うもので、全国瞬時警報システムと防災エリアメールとを、自動で連携させ、迅速な情報伝達の強化を図るもので、12 月の完了を予定しております。繰越額は 315 万円で財源につきましては、全額、国庫財源を伴う県支出金を充当しております。

5 款、農林水産業費、中山間地域総合整備事業につきましては、国の補正予算に伴い、前倒しで実施される県事業に対する負担金であり、平成 26 年 3 月の完了を予定しております。繰越額は 3,000 万円で財源につきましては、町債 1,800 万円、その他として受益者分担金 1,000 万円、一般財源 200 万円を充当しております。

次に 7 款、土木費道路施設整備事業につきましては、トンネルの点検や道路路面の性状調査を行うほか、ひび割れの多い路線の舗装修繕を行うもので、平成 25 年 10 月の完了を予定しております。繰越額は 1,050 万円で財源につきましては、国庫支出金 564 万 1 千円、一般財源 485 万 9 千円を充当しております。

9 款、教育費、中学校屋内運動整備事業につきましては、国の補正予算に伴い、前倒しで実施するもので、平成 26 年 1 月の完了を予定しております。繰越額は 8,867 万 3 千円で財源につきましては、国庫支出金 2,020 万円、町債 3,800 万円、その他として学校建設基金繰入金 3,047

万3千円を充当しております。

以上、繰越明許費繰越計算書についてご報告を申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 以上で報告第1号を終了いたします。

（午前10時10分）

◎議案第1号上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて を議題といたします。

埋田税務住民課長より議案の説明を求めます。

埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 議案第1号についてご説明を申し上げます。

本案は地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、御宿町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により平成25年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものです。

主な内容は個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充や、延滞金等の利率の見直しなどであります。新旧対照表によりご説明いたします。

1ページの第54条第5項と2ページの第131条第1項につきましては、固定資産税と特別土地保有税の納税義務者等について定めたものですが、独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業及び、農用地総合整備事業に伴う仮換地等にかかる固定資産税及び特別土地保有税の納税義務者の特例措置について、事業の進捗により今後の適用対象がなくなったことにより該当部分を削除するものです。

3ページの附則第3条の2と附則第4条につきましては、延滞金の特例について定めたものですが、国税における延滞税及び還付加算金の見直しに伴い、地方税にかかる延滞金還付加算金の利率を引き下げるものです。延滞金の14.6%の部分は特例基準割合プラス7.3%になります。納期限後1ヶ月以内の本則7.3%の部分は、特例基準割合プラス1%となります。また還付加算金については、特例基準割合が適用されることとなります。

なお、特例基準割合とは貸出約定平均金利プラス1%のことをいい現在は2%です。具体的な利率につきましては、新旧対照表の後に添付してあります資料をご覧ください。

資料 1 ページの下の表をご覧くださいと思います。

延滞金の本則 14.6%が、改正後は特例 9.3%となります。延滞金の本則 7.3%の部分、これは納期限後 1 ヶ月以内の利率ですが、現行の特例 4.3%が改正後 3.0%となります。還付加算金の本則 7.3%の部分は、現行の特例 4.3%が改正後 2.0%となります。

4 ページの附則第 4 条の 2 につきましては、公益法人等にかかる町民税の課税の特例について定めたものですが、引用条項の項ずれの改正及び語句の修正を行うものです。

5 ページの附則第 7 条の 3 の 2 につきましては、個人の住民税の住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除について定めたものですが、今回の改正は、消費税率引上げに伴う影響を、平準化する観点から特例的な措置として行うものです。内容については住宅ローン控除の対象期間が平成 29 年 12 月 31 日まで延長され、所得税の住宅ローン控除の適用者のうち、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの入居者について、所得税から控除しきれなかった額を、一定の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除できるように控除額の拡充を行うものです。具体的には新旧対照表の後に添付してあります資料をご覧ください。

先ほどの裏面ですが、資料 2 ページの上の表をご覧くださいと思います。

居住年が平成 26 年 3 月 31 日までの場合は、控除限度額が所得税の課税総所得金額の 5%、最高 97,500 円となります。居住年が平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの場合は、控除限度額が所得税の課税総所得金額の 7%、最高 136,500 円となります。

なお、この措置による平成 27 年度以降の個人町民税の減収額は、全額、国費で補填されることとなっております。

新旧対照表にお戻りいただきたいと思います。5 ページの附則第 10 条の 2 第 2 項につきましては、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設にかかる固定資産税の課税標準額の特例措置について定めたものですが、引用条項の項ずれの改正を行うものです。

附則第 10 条の 2 第 3 項につきましては、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫にかかる固定資産税の課税標準額を、3 分の 2 とする特例措置を新設するものです。

5 ページの附則第 17 条の 2 第 3 項につきましては、優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる町民税の課税の特例について定めたものですが、引用条項の項ずれの改正及び語句の修正を行うものです。

6 ページから 8 ページにかけての附則第 22 条の 2 につきましては、東日本大震災にかかる被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長の特例について定めたものです。内容は東日本大

震災により居住用家屋が滅失した場合において、その家屋の敷地の譲渡期限について災害の発生した日から7年を経過する日の属する12月31日までの間とするものですが、第1項については引用条項の条項ずれの改正を行うとともに内容を表にしたものです。

7ページの第2項については、譲渡期限の延長の特例対象に納税義務者だけでなく相続人を加えるものです。

8ページの第3項については、第2項が加わったことによる改正です。

8ページの附則第23条につきましては、東日本大震災にかかる住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例について定めたものですが、引用条項の項ずれの改正を行うものです。

9ページの附則につきましては第1条で、この条例は平成25年4月1日から施行すること。ただし延滞金の特例、公益法人等にかかる町民税の課税の特例、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかわる町民税の課税の特例、東日本大震災にかかる、被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長等の特例に関する改正規定については平成26年1月1日から施行すること。また個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除、東日本大震災にかかる住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例に関する改正規定については、平成27年1月1日から施行することを定めるものです。

また10ページの第2条から第4条までは、延滞金、町民税、固定資産税に関する経過措置を定めるものです。

なお、本議案の資料としまして、税条例改正の主な内容を添付させていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は、挙手願います。

（全員の挙手）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は議案のとおり可決することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第3、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

埋田税務住民課長より説明を求めます。

埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

本案は地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布されたことに伴い、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認をお願いするものです。

今回の条例改正は、特定世帯等にかかる国民健康保険税の軽減特例措置の延長等を行うものです。内容は平成20年度の後期高齢者医療制度の創設に伴い、従来、国民健康保険に加入していた75歳以上の方についても、後期高齢者医療制度に移行することとなりましたが、制度創設時の75歳以上の方、または制度創設後に75歳に到達する方と同じ世帯に属する国民健康保険被保険者の国民健康保険税が負担増とならないように、特例措置を講じてきたところです。

具体的には、後期高齢者医療制度への移行によって国保の単身世帯となった世帯、これを特定世帯と言いますが、この特定世帯について移行後5年間は世帯別平等割額を2分の1、軽減するものです。

この措置は、仕組み自体は恒久措置ですが、世帯単位で見ますと、後期高齢者医療制度へ移行してから5年間しか適用されない措置であるため、平成25年度以降、適用を受けられなくなる世帯が生じてくるところです。

そこで急激な負担増を避けるため、激変緩和のための措置として移行後6年目から8年目までの間にある世帯、これを特定継続世帯と言いますが、この特定継続世帯に対して、世帯別平等割額を4分の1軽減する措置を追加することとしたものです。

新旧対照表により説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。第5条の2につきましては、医療分の世帯別平等割額について、特定継続世帯の税額17,250円を定めるものです。1ページから2ページにかけての第7条の3につきましては、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額について、特定継続世帯の税額5,250円を定めるものです。

2ページ第21条につきましては、国民健康保険税の減額について定めたものですが、第1号

のイは7割軽減にかかる医療分の世帯別平等割額について、特定継続世帯の軽減額12,075円を定めるものです。第1号のエは7割軽減にかかる後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額について、特定継続世帯の軽減額3,675円を定めるものです。

3ページ第2号のイは5割軽減にかかる医療分の世帯別平等割額について、特定継続世帯の軽減額8,625円を定めるものです。第2号のエは5割軽減にかかる後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額について、特定継続世帯の軽減額2,625円を定めるものです。第3号のイは2割軽減にかかる医療分の世帯別平等割額について、特定継続世帯の軽減額3,450円を定めるものです。

4ページ第3号のエは2割軽減にかかる後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額について、特定継続世帯の軽減額1,050円を定めるものです。

また4ページ附則第15項につきましては、東日本大震災にかかる被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の延長の特例について定めたものです。内容は東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合において、その家屋の敷地の譲渡期限について災害の発生した日から7年を経過する日の属する12月31日までの間とするものですが、今回は引用条項の条項ずれの改正と特例の対象に、納税義務者だけではなく、相続人を加えるものです。附則として、この条例は平成25年4月1日から施行し、平成25年度以後の国民健康保険税に適用すること。

ただし、附則第15項については、平成26年1月1日から施行し、平成26年度以後の国民健康保険税に適用することを定めるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（全員の挙手）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって議案第2号は議案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第4、議案第3号 御宿町一般職の職員の給料の臨時特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

木原総務課長より議案の説明を求めます。

木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） それでは議案最後の御宿町一般職の職員の給料の臨時特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

まず国におきましては、わが国の厳しい財政状況及び、東日本大震災に対処する必要性に鑑み人件費を削減してこれらの費用に充てるため、国家公務員の給料に関する特例が定められ国家公務員一般職の職員の臨時特例として、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間の臨時特例期間中、国の行政職俸給表適用者の諸手当を含めた年収を平均7.8%減額しております。地方公務員につきましても、これらを踏まえて同様の措置を講ずることを要請することが、本年1月24日に閣議決定されました。

国では本年7月から国家公務員と同様の措置を実施することを前提に、地方公務員給与費に関わる地方交付税を削減し、緊急防災、減債事業費や地域の活性化に等の緊急課題への対応として、地域の元気づくり事業費に充てることとしております。国家公務員と地方公務員の給与額の比較であるラスパイレス指数が、100を下回る事態においては、実質的に国と同等以上の減額支給措置をとっていると認められますが、それ以外の自治体にあっては、国家公務員の水準まで減額することが求められることとなりました。これは各団体一律に現状から、さらに7.8%削減するよう求めるものではなく、各団体においてすでに行われている給与削減措置を、踏まえた取組みを求めるものでございます。

また国の説明では遅くとも、本年7月からの施行に向けて条例改正等を行うことから、自治体においては6月定例会での対応が必要となっております。

御宿町においては、国家公務員臨時特例法減額後の給料を基準とした平成24年度のラスパイレス指数は103.3となっております。これは県内市町村では、下から6番目であり、従来から人件費の削減に努めてるところであります。国の要請を受け、減額する判断をいたしました。

具体的には平成15年から平成24年度までの過去10年間の町のラスパイレス指数の平均は、

93.3であり、人件費削減に努めてきたこと等を考慮し、7級職、これは課長職・主幹職でございますが、この給料を1.2%、6級職から3級職、これは課長補佐班長から主任主事まででございますが、給料を0.8%、2級職以下、これは主事補・主事でございますが、0.5%を減額し、平均では0.8%を減額するものでございます。

なお、諸手当については減額措置を行いません。今回の特例措置による職員給料の減額は総額で1,982,118円となっております。施行期間は平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9ヶ月間となります。

なお、減額した給料の補正予算についてでございますが、人事異動後の人件費の補正予算を例年9月におこなわせていただいておりますので、今回についても、9月の人件費補正予算時に合わせておこなわせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは条例案についてご説明申し上げます。

第1条につきましては、この御宿町一般職の職員の給与の特例措置に関する条例をする趣旨が規定されております。

第2条1項につきましては、今回の減額する支給減額率を規定しております。内容につきましては、先ほどご説明したとおり、各職員の給料月額から7級職を1.2%、6級から3級を0.8%、2級以下は0.5%を乗じた額を減額することとしており、これを実施した場合総額で平均0.8%、1,982,118円の減額となります。具体的には7級職の平均で申しますと、対象者は12名でございますが、月額で4,790円、年額で43,110円の減額となります。3級から6級職は減額率0.8%で対象者は53名、具体的に月額ですと2,514円、年額で22,626円の減額となります。1級、2級平均で減額率0.5%ですが、対象者は31人、月額の減額は988円、年額で8,892円でございます。また全体平均で0.8%の減額、月額としまして2,306円、年額で20,754円、対象者は96人となっております。

第2条2項につきましては、給与条例第22条、休職者の給与に関わる部分を今回の条例で読替えて、それぞれ減額を行うものでございます。

また第2条第3項についてでございますが、給与条例附則第4条により現在55歳に達した職員については、給与の減額措置を実施しております。そのうち給料については1.5%の給料を減じていますが、給料月額から1.5%減じた額に対して、先ほどの減額支給率を減じたものが、今回の減額する額となり、それについて条文化するものでございます。第3条は端数が生じた場合の計算方法をここで定めております。第4条はこの条例に定める他、条例委任すると

しております。最後に附則でございますが、実施時期については平成 25 年 7 月 1 日から施行するものとして、平成 26 年 3 月 31 日をもって、この特例条例の効力を失うこととするものでございます。

なお、議案提出にあたり職員については 5 月 28 日の課長会議で、また 6 月 7 日の職員会議で町長が直接趣旨を説明し、職員に協力を求めています。

以上で説明終わります。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9 番、瀧口義雄君。

○9 番（瀧口義雄君） 9 番、瀧口です。

9 ヶ月間の臨時特例という形の減額法案と。東日本大震災の復興のための、公務員の給料削減ということですけど。日本全体で復興には協力して、行かなきゃならないと、これは共通の認識だと思います。そういう中で、復興特別所得税ですか。これについて御宿町ではどれくらい払っているのかと。2.1%という話聞きました。職員全体ではどのくらいかと、それが 1 点。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 復興特別所得税ということですが、平成 23 年 12 月に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が公布され、復興特別所得税が創設されました。

（「埋田君、大きな声で」と呼ぶものあり）

これは平成 25 年 1 月から平成 49 年 12 月までの 25 年間、所得税に 2.1% 上乗せで課税されるものです。給与等の所得だけではなく、源泉徴収の対象となる所得にも課税されます。この改正に伴う増収分については、被災地に限定して充てられることになっております。

御宿町についてですが、住民税の関係で把握しております所得税額は、3 億 6458 万 9,000 円ですので、この金額に 2.1% をかけますと 765 万 6 千円となります。以上です。

○9 番（瀧口義雄君） もう 1 点、職員。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 職員の減額ですがご質問ございましたので、6 月の給料。

（「質問が違う」との声あり）

所得税として職員については、年額で 153,020 円の減額と。

○議長（中村俊六郎君） 9 番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 質問の趣旨がわかってないですね。

復興税が職員でどのくらい払っているかという質問です。全体で。

趣旨、わかりますか。要するに復興税払えるかたち 2.1%払うかたちになりましたよね。それが1年間で、どの位の額になるかということです。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 職員のですね、給与から引かれる復興税、所得税に換算しますと職員全体で…。

○9番（瀧口義雄君） 質問の趣旨が…。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 普通職員が給与いただけてますね。そういう中で、復興特別所得税がいくらかかって、総額でいくらなのかという質問です。減額とかそういう意味じゃなくて。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 職員全体に対していくらかかるかということですが、年額で所得税として153,020円でございます。

○9番（瀧口義雄君） 全員で。

○議長（中村俊六郎君） 全体で。

○総務課長（木原政吉君） 全体で。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） はい。全体で15万円という答えがありました。そういう中で職員は生活給でいただいていると思うんですけど、御宿町の対応として、まず24年度決算で結構なんで、職員全体での有休の未消化日数、消化率、これを職員の給与、違いましょうけど、どの位の金額にあたるのか。それともう1つは24年度決算で結構ですけど、残業に関してですね、支給額は各課いろいろとありますが全体で結構ですから、どのくらい支給して、何時間分支給しているのか。で、課長に申告するということですが、どういう形でやっているのかというのと。一つこれは労働の対価として当然、日曜出勤、要するに休日出勤、残業手当、当然この現金で支払うべき労働の対価として当然の話なんですけど、それがどういう形で現在いるのかと。で、25年の予算に関して、残業手当また有給の手当、ごめんなさい。休日出勤の手当ですね。これどうなっているかと。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） まず、有休の未消化ですが 24 年度の決算でいきますと、有休の消化率職員全体で 7.9 日となっております。ですから、繰越を含めてですね、あった場合になりますけど 20 日間繰越されますので 40 日。職員ありますけど、それを充てますと 32.1 日、20 日だけの分ですと 12.1 日残っていると。消化してないということになります。

それをご質問で、平均給与に換算するといくらかということでは 12.1 日、年間ありますので、それを職員の平均給与で換算しますと、仮にそれが時間外といいますか、金額で換算しますと 1,245 万円という計算になります。

それと残業についてどうなのかというご質問で、各課平均全体で、これについて 24 年度決算でいきますと、職員全体で管理職 27 人で、管理職の手当については執行が 79 万 6,000 円、職員については 70 人で 5,557,099 円、時間にしますと一人当たり全体平均で 29 時間ということになっています。

これについては特殊な選挙だとか、そういうものは除いた、選挙手当だとか残業手当を除いた計算でございます。

それと対価として支払うもので、正当な対価で支払うべきというご意見でございます。

おっしゃるとおり労働の対価として時間外手当を支払う事ことは、法律や条令で定めており、我々も極力支払うように努力しております。しかし財政が厳しいので、全ての残業に対して支払うことは非常に難しいことや、町、町民の貴重な税金をいろいろな予算に、割り振っていかなければならないものを事実でございます。そのためメリハリのある業務執行、例えばノー残業デーの励行や研修による職員のスキルアップを図ることにより、残業の減少に努めてるところでございます。ただそれだけでは、職員の仕事の能率が上がりませんので、一定のルールのもとに各課のバランスを考慮して時間外手当等の予算を配分しております。配分方法といたしましては、課に一人当たり 5 万円を基準として人数配分をするとともに、業務増が見込まれる部署にはヒアリングを行い、増加等の調整を行って予算の編成をしております。その後予算の執行状況により、業務の増加等の要素が発生した場合には、随時補正予算として計上させていただきます。

また 25 年度は 24 年度と比べてどうということですが、24 年の執行についてでございますが、管理職の特別勤務手当については 24 年執行額が 79 万 6,000 円、25 年当初予算の方が 81 万 6,000 円、2 万円の増で計上してます。

職員については 24 年執行額が 555 万 7,099 円。これに対しまして予算については 567 万 2,000

円、11万4,901円増の予算を計上しております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 休日手当のことですけど、再度聞き直しますけど、休日出勤はどのくらいしてて、現金で支給してるのはどのくらいあるのかと。あと代休で処理したのはどうなのかと。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 現在、詳細な資料を持合せておりませんので、説明の方ができませんが、極力ですね、休日勤務手当は出す方向で進めております。ただ現状ではですね、やはり代休に振替えてというのがありますが、イベント等出た場合については時間外を出すという方向で調整を行っているところでございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） じゃあ、この詳細が分かったら、後で提示してください。要するにこれも同じように有休が余ってる中で、また代休でいくと。で、有休は余っていくと。そういういい循環というか、悪循環というかそういう形になってますので、正当な現金で払うという形の方で、検討していただきたいと思います。

そういう中で、この条例によって地方交付税について変動があるのかと。可否についてです。それとこの24年度決算でいいんですけど、基金を含めてどういう形になっているかと。23、24でいいんですけど。黒字なのか赤字なのか。単純に。24年度決算一般会計の。

それとまあ、近隣の市町村、どういう取扱いをしたのかと。先日、大多喜が提案しなかった、ということ聞いておりますけど。まあ、他町の事ことですけど、国がそういう形で条例を定めろとやってきた中で、提案したとこと、しないとこと。ラスパイレスの関係があるということも承知してはいますが、その辺の判断基準を何処に求めたのかと。それほど大多喜と御宿は指数が変らないんじゃないかなと思うんですけど、その辺、3点ばかり。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） まずこの減額するしないが、地方交付税に反映されるかという質問が一点あったと思いますが、それについては明確な県の、国の指標はございません。ただ例でございますが、県は今回実施いたしました。それと例えば人事院勧告が出た場合、これと人事院勧告は別のものがございますが、過去の例でいいますと、人事院勧告をしなかった例で交付税を減額されたという事例は、町によってもございます。今回についてはまだこれについて

どうなるかの判断は、明確には示されておられません。それと 23 年、24 年の一般会計の決算はどうであったかは、黒字でございます。

（「で、どのくらい。」と呼ぶ声あり）

近隣の状況でございますが、今、近隣の勝浦市・いすみ市は実施すると聞いております。また鴨川市についても、実施してると聞いています。また市について実施しないというのは、館山市・野田市・浦安市については実施しないということを知っております。で、まだ、はっきりしません。近隣でいいますと、長生郡市のなかで睦沢と一宮は、今のところ未定ということで県には届けられていますけど、実施しないのではないかと、確定しませんけどそういう意向はとっております。

大多喜町についても県への報告は、まだ検討中ということでございますが、実施しないという考えを持ってるとことは聞いております。

このなかです、どう判断だったかということでございますが、他の町村については、先ほど御宿がラスパイレスの中で 6 番目に低いというご説明いただきましたが、睦沢が県下で一番低いと。次に一宮、3 番目が大多喜という判断でございます。あの、御宿 6 番目なんです、その間にですね、長生村または長南町も長生郡の中に入ってます。その次に御宿ということでございますが、長生村・長南町については実施する、ということで町村で実施しないという話を聞いているのは、まだ県北の方は情報分かりませんが、近隣ですと一宮・睦沢・大多喜ということで聞いております。

その中で、町がどんな判断をとっておりますが、最終的には町長の方に、ご報告申し上げ、町長の判断で減額するという指示をいただいております。

○議長（中村俊六郎君） 9 番、瀧口義雄君。

○9 番（瀧口義雄君） 1 点、黒字でアバウトでどのくらいかと。基金を含めて。

24 年度決算概算で結構です。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 23 年の確定しております決算につきましては、実質収支が 2 億 900 万円、24 年度につきましては、確定前ではございますけども 1 億 9 千万円程度という状況でございます。

○議長（中村俊六郎君） 9 番、瀧口義雄君。

○9 番（瀧口義雄君） 最後の質問です。

基金を積んでいると予定もあるという中で、200万円を吸収できないのかと。2億の黒字があると。それでまた職員の残業・休日出勤等々現金払いをまあ、100%してないというなかで、行革が大切なことは分かりますけど、この時点で、判断してない市町村、大多喜は確認したら提案しないということですから、そういう形のなかで、職員のやる気もあるし、ちゃんと勤務状況も真っ当にやってるなかで、体面的なものもありましようけれど、2億の黒字の中で使い道はあると思いますけど、職員の給料、これで吸収できないのかと。吸収しちゃいけないものがあるのかと。僕は吸収した方がよろしいんじゃないかなというご提案です。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご質問の趣旨とは少しそれますが、先ほど総務課長が答弁いたしておりますが。この国の趣旨、防災減災事業を地域の活性化に充てるという同趣旨で行ったわけですが、情報としましては、やはり国の方針にそぐわない部分については、地方交付税に反映されてる、という情報は聞いております。要するにできなかった市町村においてはそれなりの反映があると。そのような情報は伺っておりますけど。確定ではありませんが、いずれにいたしましても国の趣旨に沿って、この東日本大震災を中心に、今、町や地域としても、防災減災事業に力を入れなくちゃいけないということでもございますけど、同じような趣旨で僅かな減額をさせていただいたと。姿勢を形として表わさせていただいたということがございます。

○議長（中村俊六郎君） 他に質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

職員の身分にかかる問題でございますので、詳細な内容について、質疑をさせていただきたいと思います。

前段者で細かいも質疑あった訳でありますけど、この事案であります提案理由の中で、「厳しい財政状況により、東日本大震災に対応する必要性に鑑み」というような国の説明があった、というご説明があったわけでありまして。私は、この前提そのものが問題があると思うんですね。この間、国は10兆円を超える復興増税ですね。これは国民の皆さま、ボランティア、それから支援金、復興基金、そういうものも含めて御宿町も当初4月直後でありますけども、町長、先頭になって被災地にお見舞いと支援物資をお届けにあがったと。

今般の6月議会にも冒頭にも町長は諸般の報告のなかで、東北津波被災地を視察に訪れたというような、ご説明がりましたが、それではそういう被災地を町長、実際ご覧になって復興の

状況というのは、どのように感じられましたか。それについてお話し伺いたいです。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 感想と言いますか。感じましたことは、少しずつ復興は成されているという状況は見えてきました。津波ということで、海岸に沿って12市町村、視察しましたが、釜石とか気仙沼とかですね、完全ではないんですけど、小さい漁港などと比べると、やはり大きな漁港などについて、かなり手が入ってるなど。復興が進んで来てるなど。小さいところは、まだそのままの状態が何箇所かあります。その辺は直感的したところでございます。海辺に沿った町と言いますか、本当に建物が4階くらいのビルでございしますが、そのまま倒れて基礎があらわなって、そういうような状況のところなどは、全く手が付けられないそんな状況です。

あるいはその残さと言いますか、残骸そういった、ただ山積みになっていたところも何箇所か、かなり多くありましたので、少しずつ手は入っていますが、まだ行き届かない部分も非常に多くあるそんな感じです。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 報道を見ましても遅々として進まない。町長ご視察されたとおりでございますね。その原因というのは実際ご覧になられてどのように思われますか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 3.11が起きてから2年と3ヶ月ですか。経っておりますが、昨年の暮れに政権が交代いたしまして、やはりこんなに大きな未曾有のですね、大震災は初めてということでございますので、そういう国と地方の、国県あるいは各市町村とのそういった大災害に対する準備と言いますか。当然ほとんど、そういった意識が知識があまりなかったと思うんですけどね。そういう中で予算措置をされたことについて、予算措置がされた中で国・県・市町村がなかなか連絡がうまくいかなくて、いろんな意見の行き違いとか、意見の相違とかそういうことで、事務が進まないことが多かったのかな、と私は思っています。いろんな各地域において、とにかく未曾有の災害でありましたから、どのような対応でということで紆余曲折して、非常に戸惑い、なかなか事務が先に進まないということが多かったと思います。

これを大きな教訓としまして、国も県も地方もですね、いろんな面で備えをしていかなくちやならないと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

いわゆる今のお話では財政上の問題ではないという。そういうご判断、感触だということですね。で、あの前段者も申しましたけれども、東日本と付けばですね、何でもっていいのかということではない。今般、昨日もテレビでだいぶ長時間、この問題についての討論番組ございました。それを見ましても昨年の秋の2011年度第3次補正予算、それから2012年度の予算。このなかです、被災地向け以外の歳出が大量に含まれてた。いわゆる流用ですね。全国防災対策の経費というのは1兆円を超えるということだそうです。その中にはさまざまあるんですけど、節税復興控除金、住宅エコポイント、海外との青年交流助成金、中には地方にあっては「ゆるキャラ」ですか。そういうものにも、歳入と歳出は違いはあるんだと思いますけどね。いわゆるこうした財源から支出がされてると。国・県・市町村という流れがあったわけですね。

例えば全国防災対策の3割というのが、学校施設の耐震だそうです。これは我々も常日頃から一刻も早く、当然であると思う訳ですけども。ただ問題なのはこの財源なんですよ。これを復興税で出していいのかと。これはやはり一般会計ですね、通常の予算から出すべき筋合いのものだと。で。現実的には今、町長おっしゃられたとおりに進まない。現地は遅々として進まない。まだ仮設住宅でお住まいの方、沢山いらっしゃる訳じゃないですか。やっと自治体もですね、その役場を地元に戻すと、いう処置も最近行われたということも昨日、報道されておりました。やはり財政に合ったこれをきちんと正して、趣旨に合った使い方をしていく。一刻も早く復興を成し遂げる、ということなんじゃないですか。

それもきちんと、精査されてないなかで、しかも前段者が言ったとおりに役場の職員、公務員だって復興税納めてるわけでしょう。すでに。しかも今回人事院勧告によるものじゃないですよ。公務員というのは当然、労働争議権も含めて大きな制限にとらわれているわけじゃないですか。そのために人事院があって、その最低を補うってことでしょう。最低限。で、復興、復興について、その歳出、今、言ったようなことも国会の中で議論しつくしてないと。で、このお金何処へ行くんですか、町長。本当に国民、また公務員の皆さんがね、納得してそういう使い方になるんですか。その保障どこにあるんですか。何にもないじゃないですか。だから、今回の一連の地方公務員の削減方針に対して地方公共6団体ですよ。「本来条例により自主的に決定されるべき給与について引下げ要請されることは、あってはならないことである」ということで、6団体が国に対して、要請文書を出しているじゃないですか。4月22日付けですよ。

ですから、それからもうひとつは、地方分権ですよ。地方分権一括法で参酌できると。国

は基本的には関与しないと。行政指導行わないって事になってるじゃないですか。なってるんですか、これがどういう文書があるんですか。担保文書あるんですか、そういうのは。地方分権一括法ってのは、廃止されたんですか。答弁いただけますか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろとご異論はあろうかと思いますが、繰返しますが、先ほど申し上げました国の方針に沿った判断をさせていただいたということです。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 質問に対する答弁なんですね。答弁で補足意見は構わないと思いますが、まず質問に対する答弁をいただきたい。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 恐れい入りますがもう一度、よろしくお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 石井です。

最初から断ってこの質疑を始めてますよね。大変大事な問題です。一語一句きちんと聞いていただきたい。ただ賛成するか反対するか、賛意を表するかしないかは別ですよ。当然あたりまえです。

で、ひとつはですね、今度の復興税、一括の中で、復興税そのものありますよね、先ほど公務員の皆さんも納めてるってことが、具体的に数字で示されています。で、この間も全体で10兆円を越える復興増税をですね、御宿町も先般、議決いたしました。

もうひとつは住民の皆さんもボランティアに行かれる、またそういう被災された方を受け入れる、また復興のための金銭的な支援、物資の支援を行うと。で、現地は町長見て来られたとおりですよ。一向に進まない。津波もそうです。原発だって、まだ全く見通しが立ってないじゃないですか。そういう中であって、この原資ですよ。御宿町においてはいくらっていいましたか。198万円強ですか。これ何処に使われるかと。これがどこに使われるかって、担保がどこにあるんですか。

それから先ほど交付税、何がしの話がありましたけど、地方分権一括法の中で「地方が各々の判断で決めることができる」ということなんじゃないですか。あれは。それに対する行政指導そのものについては、あるんですか、ないんですか。「ある」ってことになればおかしいじゃないですか。それらについてその担保ですよ。まずこうしたものが、きちんと使われると。国

会の中でも、これまだ結論出てないですよ。議論が。毎日のようにテレビだって、新聞報道されてますよ、この問題。いわゆる流用問題。お金余ってるんですよ、今。足りない状況じゃないじゃないですか。それは御宿町がどうこうする話じゃないかもわかりませんが、しかしこの行き先がどうなるのか。それから地方分権一括法のなかでは、地方が各々判断ができる。だからさっき、さまざまな自治体、この係数だけで判断するのもおかしいと私、思いますけどもね。そうは言っても御宿町より高い団体が、私のところでは基本的にはやらないと。少なくともこの時点で。今の時点でということですよ。

それからもうひとつは、これまで御宿町さまざまな努力をされてきて、国県からさまざまな仕事が沢山おりにくる。なかでも職員を定数を増やすどころか、定員さえ割込んで仕事をされてる訳ですよ。先ほどから出てますとおり、残業も 100%払いきれてないということ、認めてらっしゃるじゃないですか。そこまで身を粉にして、住民サービスをしてる訳じゃないですか。それは 7.8 じゃなくて 0.8 かも分からないけども。それとそうしたものが、最終的にはマイナスのマインドにいく訳ですよ、景気に対して。更に下げろってことなわけですよ。もう税金だって、収納率大変厳しい状況の中で、夜、個別徴収までやって住民の皆さまにご理解いただきながら、徴収率上げてる訳ですよ。

そこに更に今回だって増やすことも提案をされてますし、復興関係でありますけどね。職員給与を下げた先がきちんと使われるのかということ。その担保をどうとられるのかということです。

○議長（中村俊六郎君） ここで10分間休憩します。

(午前11時 9分)

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引続き、会議を再開いたします。

(午前11時24分)

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 質問のご主旨が、ちょっと私も良く分かりませんでしたので、なかなかお答しづらかったんですが、ひとつはですね、平成25年今年の4月5日にですね、千葉県市長会また町村会といたしましても、国にですね、地方交付税の減額措置に対する決議ということで、要請をいたしております。

そういう事をいたしておりますが、そういうなかで、こういう国の方から方針を示されて、

各市町村それぞれの対応が取られている訳でございます。

御宿町においては、やはり今後もですね、海に面する町といたしまして、防災意識、減災意識の高揚を図っていかなくちゃいけないという、そういう主旨もございまして、このような対応させていただいたと。

しかしながら、ラスパイレスは100を切らないように、100をきちんと保てるように、そういう対応をさせていただきます。

○議長（中村俊六郎君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第3号は議案のとおり可決することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第5、議案第4号 御宿町重度身障障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは議案第4号、御宿町重度身障障害者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。

本条例の改正は、重度身障者（児）の等の医療費助成におきまして、住民基本台帳上の住所と各障害関係法令条例に基づく、援護の相違点から、施設入所者におきまして本町の住民であ

っても、助成を受けられない方がいることから、条例を一部改正いたしまして、支援が受けられるよう規定を設けるものでございます。

それでは、御宿町重度身障者（児）医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

改正前の条例第3条第2項は、町外に住所があつて御宿町が援護している場合には、御宿町の住民と同様の取扱いをする旨の規定となっております。また本町に転入する前の前住所地において、すでに一定の施設等の入所にかかる援護を受けてる者は、前住所地の市町村において助成を行うこととし、本町の住民基本台帳に記録されていないものという規定になっています。

改正後におきましては、医療費と援護の関係を第2項、第3項に区分いたしました。

改正後の第3条第2項に、ただし書きを追加し、他の市町村において本条例の助成に相当する給付を受けてる場合は、二重給付とならないよう対象から除く規定といたしました。

第3項におきましては、御宿町の住民基本台帳に記録されてる者（児）で、他の市町村の援助を受けてる者につきましては、御宿町で住民基本台帳に記載されていない者とみなし、規定を設けています。

ただし、他の市町村におきまして、医療費などの助成が受けられない場合は、本町の助成対象とすることとしております。附則といたしまして、本条例は承認を受けた後、この日から施行するものといたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方、挙手願ひます。

(全員挙手)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、議案第4号は議案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第6、議案第5号 御宿町障害者ホームヘルプサービス事業に関する条例を廃止する条例の制定について。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長(多賀孝雄君) それでは議案第5号、御宿町障害者ホームヘルプサービス事業に関する条例を廃止する条例の制定につきましてご説明をいたします。

本条例の廃止につきましては、本年3月の第1回定例議会にて御宿町重度身障者(児)医療費等の助成に関する条例が、ご承認をいただきましたので、当条例で規定されていた難病等に関する規定が、同条例内に包括されておりますので、本条例を廃止させていただくものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長(中村俊六郎君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方、挙手願います。

(全員挙手)

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は議案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採択

○議長（中村俊六郎君） 日程第7、議案第6号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

埋田税務住民課長より議案の説明を求めます。

（やや間があく）

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 大変失礼いたしました。

税条例につきましては後ほど、税務課埋田課長の方からご説明させていただきますが、その前にここに至りました経過につきまして、若干ご説明をさせていただきます。

議案第6号の保険税条例の説明ということで、これから皆さんにご説明いたしますが、現状の国保加入者につきましては、平成24年度見込みで年間平均3,276人、世帯数といたしまして1,853世帯。本年度当初におきましては、対前年度比較で加入者数で30人、世帯数が26世帯増となっております。

実体的には、退職者世帯や核家族化によります世帯数が増えた結果となっており、高齢化の進む中で、中間年齢層の加入者に際立った変動はございません。

また、近年の景気低迷による所得の低下が、歳入の約30%を占める国保会計の運営に影響しており、平成24年度、当初課税と比較いたしますと、算定に用います所得につきましては、約1億8,000万の減額となる見込みでございます。

平成25年度当初予算におきましては、保険給付費の支出見込額から国保税の必要額を計上したところでございますが、今回試算したところによりますと、約1千500万円の不足が生じる見込みとなっております。

また、税以外の収入におきましても、国県支出金の算出ケースの変更や高額医療費共同事業の交付金と拠出のバランスなどから、減収に関する不確定な要素も多々見込めます。

歳出の面からは、診療報酬の見直しや医療技術の向上による高度医療の適用、高齢化の進行による医療費が、右肩上りの傾向として増加しており、全国的にも同様な傾向が見られることから、今後も同様に推移すると推測されます。

また、突発的に生じる高額な医療費、がん治療とか白血病などがございますが、の対応も視野に入れた運営も考慮せざるを得ない状況もございます。

そのような局面では、財政調整基金により急激な税負担を緩和するということになりますが、現在の保有額は約6千万円となっており、そのうち1千600万円は平成25年度の予算におきまして取崩しを予定しております。基金保有につきましては、前年度剰余金の一部を積立てるなど、努力はしているところでございますが、現状では望ましい保有額とされている医療費の1ヶ月分には満たない状況でございます。

このようなことから、安定した国保会計の運営を有すためには、税収の確保が必要との結論に至った次第でございます。

今回、税率改正の内容につきましては、税務住民課長から説明いたしますので、ご審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明させていただきます。

ただいま、保健福祉課長から医療費の今後の予測や、基金の状況等について説明がございましたが、平成25年度国民健康保険税につきましては、現行の税率では、算定所得の低下等によりまして、当初予算額に対し約1千500万円不足するという試算結果となっております。

当初予算におきましては、財政調整基金から1千600万円を繰入れる予定となっており、増加傾向にある、今後の医療費の予測を考えると、税収入の予算が確保されなければ財源不足が想定される、厳しい状況にあると認識しております。

このような状況のなか、安定した国民健康保険会計の運営を維持するために、平成22年度の改正以来、3年間据え置いて参りました国民健康保険税の税率につきまして、今回、税率を改定する、御宿町国民健康保険税条例の改正をお願いするものです。

改正の内容につきまして、新旧対照表にそって説明させていただきます。
議案の後ろに添付してあります新旧対照表をご覧ください。

1ページから2ページにかけての第3条から第5条の2につきましては、国民健康保険の医療分課税額の税率を定めるものですが、第3条は所得割の率を「100分の6.4」から「100分の6.6」に。

第4条は資産割の率を「100分の23.0」から「100分の18.0」に。

第5条は被保険者均等割の額を「22,000円」から「23,000円」に。

第5条の2は世帯別平等割のうち特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の額を「23,000円」から「24,000円」に。

特定世帯の額を「11,500円」から「12,000円」に。

特定継続世帯の額を「17,250円」から「18,000円」に改めるものです。

世帯別平等割にかかる「特定世帯」とは、後期高齢者医療制度への移行によって国民健康保険の単身世帯となった世帯を言いますが、この「特定世帯」について移行後5年間は、世帯別平等割額を2分の1軽減するものです。

また、後期高齢者医療制度への移行後6年目から8年目までの間にある世帯を「特定継続世帯」と言いますが、この「特定継続世帯」について世帯別平等割額を4分の1軽減するものです。

次に2ページの第7条の2と第7条の3につきましては、後期高齢者支援金等課税額の税率を定めるものですが、第7条の2は被保険者均等割の額を「6,000円」から「8,000円」に。

第7条の3は世帯別平等割のうち特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の額を「7,000円」から「9,000円」に。

特定世帯の額を「3,500円」から「4,500円」に。特定継続世帯の額を「5,250円」から「6,750円」に改めるものです。

2ページから3ページにかけての第8条から第9条の3につきましては、介護納付金課税額の税率を定めるものですが、第8条は所得割の率を「100分の1.6」から「100分の2.1」に。

第9条の2は被保険者均等割の額を「8,000円」から「10,000円」に。

3ページの第9条の3は世帯別平等割額を「7,500円」から「9,000円」に改めるものです。

3ページから5ページにかけての第21条は、国民健康保険税の減額について規定したものです。第1号は7割軽減について定めたものですが、アは医療分の被保険者均等割の軽減額を「15,400円」から「16,100円」に改めるものです。イは医療分の世帯別平等割のうち特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の軽減額を「16,100円」から「16,800円」に。

特定世帯の軽減額を「8,050円」から「8,400円」に…。

(「議長、説明のページ数が抜けてるよ。議案の。12条がないよ。新旧対照表がないよ。

2ページが…」と呼ぶ者あり)

(議場内がざわめく)

○**税務住民課長（埋田禎久君）** 失礼しました。

○**議長（中村俊六郎君）** 埋田君、全部ないんだ。

資料の不手際がありましたので、ここで午後 1 時まで休憩いたします。

○**税務住民課長（埋田禎久君）** 申し訳ございません。

（午前 11 時 42 分）

○**議長（中村俊六郎君）** 休憩前に引続き会議を再開します。

（午後 1 時 2 分）

○**議長（中村俊六郎君）** 伊藤議員につきましては私用で退席しております。

それから午後になり暑いようですので、上着を脱いでやってください。

それでは、埋田税務住民課長。

埋田税務住民課長。

○**税務住民課長（埋田禎久君）** 議員の皆さま方には貴重なお時間をいただき、申し訳ありませんでした。お昼休みに、議案と資料とを差替えさせていただきました。ご確認をいただきたいと思えます。

それでは新旧対照表からご説明をさせていただきます。

1 ページから 2 ページにかけての第 3 条から第 5 条の 2 につきましては、国民健康保険の医療分課税額の税率を定めるものですが、第 3 条は所得割の率を「100 分の 6.4」から「100 分の 6.6」に。

第 4 条は資産割の率を「100 分の 23.0」から「100 分の 18.0」に。

第 5 条は被保険者均等割の額を「22,000 円」から「23,000 円」に。

第 5 条の 2 は世帯別平等割のうち特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の額を「23,000 円」から「24,000 円」に。

特定世帯の額を「11,500 円」から「12,000 円」に。

特定継続世帯の額を「17,250 円」から「18,000 円」に改めるものです。

世帯別平等割にかかる「特定世帯」とは、後期高齢者医療制度への移行によって、国民健康保険の単身世帯となった世帯を言いますが、この「特定世帯」について移行後 5 年間は、世帯別平等割額を 2 分の 1、軽減するものです。

また、後期高齢者医療制度への移行後、6年目から8年目までの間にある世帯を「特定継続世帯」といいますが、この「特定継続世帯」について、世帯別平等割額を4分の1、軽減するものです。

2ページの第7条の2と第7条の3につきましては、後期高齢者支援金等課税額の税率を定めるものですが、第7条の2は、被保険者均等割の額を「6,000円」から「8,000円」に。

第7条の3は、世帯別平等割のうち特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の額を「7,000円」から「9,000円」に。

特定世帯の額を「3,500円」から「4,500円」に。

特定継続世帯の額を「5,250円」から「6,750円」に改めるものです。

2ページから3ページにかけての第8条から第9条の3につきましては、介護納付金課税額の税率を定めるものですが、第8条は所得割の率を「100分の1.6」から「100分の2.1」に。

第9条の2は、被保険者均等割の額を「8,000円」から「10,000円」に。

3ページの第9条の3は、世帯別平等割額を「7,500円」から「9,000円」に改めるものです。

3ページから5ページにかけての第21条は、国民健康保険税の減額について規定したものです。第1号は7割軽減について定めたものですが、アは医療分の被保険者均等割の軽減額を「15,400円」から「16,100円」に改めるものです。

イは医療分の世帯別平等割のうち、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の軽減額を「16,100円」から「16,800円」に。

特定世帯の軽減額を「8,050円」から「8,400円」に。

特定継続世帯の軽減額を「12,075円」から「12,600円」に改めるものです。

ウは後期高齢者支援金分の被保険者均等割の軽減額を「4,200円」から「5,600円」に改めるものです。

エは後期高齢者支援金分の世帯別平等割のうち、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の軽減額を「4,900円」から「6,300円」に。

特定世帯の軽減額を「2,450円」から「3,150円」に。

特定継続世帯の軽減額を「3,675円」から「4,725円」に改めるものです。

オは介護納付金分の被保険者均等割の軽減額を「5,600円」から「7,000円」に改めるものです。

カは介護納付金分の世帯別平等割の軽減額を「5,250円」から「6,300円」に改めるもの

です。

4 ページの第 2 号は、5 割軽減について定めたものですが、アは医療分の被保険者均等割の軽減額を「11,000 円」から「11,500 円」に改めるものです。

イは医療分の世帯別平等割のうち特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の軽減額を「11,500 円」から「12,000 円」に。

特定世帯の軽減額を「5,750 円」から「6,000 円」に。

特定継続世帯の軽減額を「8,625 円」から「9,000 円」に改めるものです。

ウは後期高齢者支援金分の被保険者均等割の軽減額を「3,000 円」から「4,000 円」に改めるものです。

エは後期高齢者支援金分の世帯別平等割のうち特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の軽減額を「3,500 円」から「4,500 円」に。

特定世帯の軽減額を「1,750 円」から「2,250 円」に。

特定継続世帯の軽減額を「2,625 円」から「3,375 円」に改めるものです。

オは介護納付金分の被保険者均等割の軽減額を「4,000 円」から「5,000 円」に改めるものです。

カは介護納付金分の世帯別平等割の軽減額を「3,750 円」から「4,500 円」に改めるものです。

第 3 号は 2 割軽減について定めたものですが、アは医療分の被保険者均等割の軽減額を「4,400 円」から「4,600 円」に改めるものです。

5 ページのイは、医療分の世帯別平等割のうち、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の軽減額を「4,600 円」から「4,800 円」に。

特定世帯の軽減額を「2,300 円」から「2,400 円」に。

特定継続世帯の軽減額を「3,450 円」から「3,600 円」に改めるものです。

ウは後期高齢者支援金分の被保険者均等割の軽減額を「1,200 円」から「1,600 円」に改めるものです。

エは後期高齢者支援金分の世帯別平等割のうち、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の軽減額を「1,400 円」から「1,800 円」に。

特定世帯の軽減額を「700 円」から「900 円」に。

特定継続世帯の軽減額を「1,050 円」から「1,350 円」に改めるものです。

オは介護納付金分の被保険者均等割の軽減額を「1,600円」から「2,000円」に改めるものです。

カは介護納付金分の世帯別平等割の軽減額を「1,500円」から「1,800円」に改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成25年度以後の国民健康保険税に適用する事を定めるものです。

次に、お手元に議案とは別に資料を配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

1 ページをお開きください。

国保税比較表につきましては、税率、課税限度額、世帯あたり・1人あたりの平均税額を現行と改正案別に整理し、比較をしたものです。

2 ページ以降につきましては、税率の推移、徴収率の推移、繰越金状況、基金保有状況、医療費等の推移について記載したものです。

なお、本改正案につきましては、去る6月5日に開催されました国保運営協議会においてご協議いただき、ご承認をいただいたことを申し添えます。

以上で、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

まあ、大変丁寧な説明をいただきましたけど、要するに増税案ということで、1,500万円を見込んでるという事ですけど。

2、3質問したいと思います。

今、ここでいろんな話聞いてますけど、予算が通ったのは、これは3月で、4月から執行してます。4、5月です。予測がどうのこうのってたって、言葉悪いんですけど、競馬走り出して予測がどうのこうのってたって、これはなかなか世の中、とおらない話ですよ。3月の時点で予測して、予算をたてるのがだいたい、こう、当初の話ではないんでしょうか。2ヶ月しか経ってないで、税の確定も6月ということは全部そうですから。

予測してたてると。予想して立てるといのが予算案ですから、これが2ヶ月、4、5と予想

を上回るような高額な支払が発生したのか、というのがこれ1点と。まあ、それと、普通その、こういう状態の場合は、ちょっと考えがたいのですが、4、5月の前年度の2ヶ月の増減の比率ですね。それがどうなってるのかと。私はこれは推測を間違えたんではないかなと、予想を間違えたんではないかな、ということ指摘しておきます。

そういう中で、具体的に質問していきたいと思えますけど。

まず国保の加入者数と。それと他の保険者数、御宿町内に在住してる人の比率を知りたいと。また一般会計からの繰入の、まあ法定の基準というか負担率ですね。それはだいたいどれ位なのかと。まあ負担率というのは、町独自で改定できるものなのかどうかと。基金の説明はありましたけど現在高でどのくらいあって、これを年度内でどのくらい、使い崩すのかという。

取り合えずこの5点。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） それではまず加入者でございます。私どもの方に加入率という形でご質問いただいておりますが、国保の方から申し上げますと、24年度の平均で40.92%。25年3月末で40.66%になります。

それ以外が社保あるいは組合健保等という形になると思います。

それから法定負担率でございますけども一般会計からの繰入として予算額で予定しておりますのが、7,100万円でございます。

それから基金残高というご質問でございますが、24年度末で6,100万円でございます。本年度、25年度当初で、1,600万円の取崩しを計上予定してございますので、残り4,660万円という見込みでございます。

予算上の立て方は一体どうなってるんだ、というご質問をいただいておりますが、国保税につきましては7月に本算定を実施させていただきます。理由といたしまして、6月に住民税が決定されまして、個人所得がまず決定することによって歳入が確定しなければいけない。物価上昇とかなどで、想定の中での話のなかではあるかもしれませんが、なかなか細かいところまでの、所得の状況というのは掴めづらいというところがございます。歳出につきましては、医療費の支出をみて需要を見込んでいる訳でございます。3月にご承認いただいておりますが、医療の関係が最終4月に大体決定して参ります。その他に国からの交付金関係も年度末の4月頃に。年度末過ぎまして、大体5月頃に確定するというのが多ございますので、やはり不確定要素のなかから、なかなか、税の上げ下げというところまでが想定できない、ということ

で、なるべく実質に近い数字を出す上で、この時期に再度確定をすると、いうかたちでお願いをしているところでございます。

あと税の関係でございます。負担金関係でございますが。

法定内の負担金につきましては、5項目ございまして、こちらにつきましては、基盤安定、あるいは職員給与、財産安定化支援金事業、出産一時金と。こういったものは法定内でございます。こちらにつきましては国の法律に基づきまして、支出が決定している訳でございます。法定外ということになりますと、2、3年前に3,000万円を一般会計から繰入れていただきましたけど、一般会計からの法定外繰入という方法がございます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 瀧口です。

答弁漏れがひとつ。昨年の4、5と、今年の4、5の増減の比較。一番下です。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 昨年がですね、1億4千万円を見込んでございます。

で、本年度が1億4,400万円、約3%の416万円を増減ということです。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

そうしましたら、今度はちょっと細かい話になるんですが、確定してないんですけど、国保税の徴収率ですね。平成24年度。この推移を示していただきたいのと、まあ、徴収率がこの平成20年90%を切っております。職員をあげて特別徴収してるのは承知している、大変ご苦労なさってるということは承知してはますけど。この特別徴収の実績はどうなんですかと、去年の分でいいんですけど。

また未収金、あるいは滞納金、最長で何年くらいなのかと、何世帯くらいなのかと、一世帯で最高額はどのくらいなのかと。もう一つは。取り合えずそこまでお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 特別な徴収ということでは、管理職による徴収を全庁的に取組んでおります。

これは毎年7月から翌1月まで、毎月1回9班体制で行っており、実績としましては、国保税を含む町税となっておりますが、平成22年度で6,562,000円、平成23年度で8,624,000円、平成24年度で6,332,000円を徴収いたしました。

国民健康保険税の平成 24 年度の徴収率について申し上げますと、現年度分が 90.2%、滞納繰越分が 14.5%となりました。これにより平成 25 年度への繰越額は 145,978,000 円となっております。

この未収金につきましては、平成 6 年度分からのものがあり、滞納者数は 357 人となっております。一世帯の最高額としましては、3,000,000 円を超える滞納額となっております。この方については、差押をしており、納付誓約書を提出いただき、現在分納中となっております。以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9 番、瀧口義雄君。

○9 番（瀧口義雄君） 9 番、瀧口です。

今の答弁みますと 1 億 4 千万円ということで、1 割を何とか頑張れば、増税しなくて済むと、いうことでしょうか。現状はなかなか厳しいと、いうことは良く理解しています。

しかしながら、もう、こういう困難な状況であるのは理解してはいますが、この滞納に対して、不納欠損処理、これを現実的な取扱いをどうしていくかと。これ一番の課題だと思うんですね。一部、平成 6 年からの、何年も前からになりますか、計算できないんですが、これを引きずっていくという事は果たしてこれでいいのかと。ある時期をみて、監査もあることなんでしょうけど、処理をしていかなきゃいけないんじゃないでしょうか。この辺について 1 点と。

また以前にお聞きしましたが、資産割について医療分が 5%減の 18%。この 5%の減額はどのくらいになるのかと。改正になると 18%ですから、これがどのくらいの金額になるのかと。この資産割については、御宿町内だけの資産というのをカウントして、御宿町外に持っている、都内に持っているとかいろんな人、転入して来た人とか、あるいは前から持っている人、これは資産にカウントされないという税の課税に対して、不透明・不公平さがある、というのは前から指摘して、だいぶ改善されております。

この件について、どう取扱うのかと。それと都市部、県内でこの資産割に対して、どう取扱っているのかと。

また資産割については、両者にとって所得との関係大きく変わってきますので、この資産が高い人と、所得が多い人と。

また資産が高い人と、所得が低い人と。資産が少なくても、所得が多い人。両方少ない人。これによってどう変わっていくのかという点を具体例で上げていただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○**税務住民課長（埋田禎久君）** 不納欠損処理につきましては、平成 24 年度において、国民健康保険税で 916 万円を処理いたしました。

不納欠損できる事由としましては、3 つございます。

1 つ目は地方税法第 15 条の 7 第 4 項に定められており、生活保護等により滞納処分の執行を停止した場合において、停止が 3 年間続いた時は、納付納入義務が消滅するというものです。

2 つ目としましては、地方税法第 15 条の 7 第 5 項に定められておりまして、滞納処分をする事ができる財産がないことにより、滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかである時は、納付納入義務を直ちに消滅させることができるものです。

3 つ目としましては、地方税法第 18 条に定められており、地方税の徴収権は、法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって、時効により消滅するものです。

今後ともこれらの条項に則りまして、適切に不納欠損をして参りたいと考えております。滞納額をゼロにするような抜本的な解決策はありませんが、日々、徴収に努力して参りたいと考えております。

続きまして資産割についてですが、ご質問の医療分の 5 %分につきましては、金額にいたしますと 385 万 8 千円となります。また改正後の 18%については、1,389 万 1 千円となり、後期支援分、介護分を含めた資産割全体では 2,055 万 4 千円となります。

次に、町外に所有する固定資産の資産割についてですが、資産割額は納税義務者である世帯主及びその世帯に属する被保険者にかかる額の合計額となりますが、この場合これらのものが他の市町村の区域内に固定資産を所有している場合において、当該固定資産にかかる固定資産税を含めて、資産割額の按分の基礎にするかどうかという問題があります。実際の問題といたしましては、「課税市町村が、当該市町村の区域外に所在する被保険者の固定資産を全て捕捉することは困難であり、また市町村ごとに固定資産税率の異なる場合もあるなどの理由により、課税市町村の区域内に所在する固定資産にかかる固定資産税についてのみ、資産割額の按分の基礎とするものである。」とします昭和 35 年の岡山県総務部長宛の自治省市町村税課長の回答がありますので、これにより運用させていただいております。

次に、都市部の状況でございますが、平成 23 年度で申しますと、東京都におきましては、62 市区町村中、26 市町村で資産割を採用しております。

神奈川県においては、33 市町村中 19 市町村で。埼玉県においては、64 市町村中 56 市町村で、

資産割を採用しております。

県内の市町村の状況についてでございますが、まず、近隣の状況につきましては、夷隅郡市の勝浦市、いすみ市、大多喜町については、今年度は税率改定を行わないということですので、介護分を含めると、御宿町が改正案で 32%、勝浦市が 15.5%、いすみ市が 34%、大多喜町が 13%となります。県内では、平成 24 年度におきましては、54 市町村中 20 市町村で資産割を採用しております。

次に、資産の高低、所得の多少による比較ですが、1 つ目として、固定資産税が高くて所得が多い場合。所得が 500 万円で、大人 2 名子供 2 名の世帯で固定資産税が 20 万円の場合は、国民健康保険税が 72 万 200 円となります。

2 つ目として、固定資産税が高くて所得が少ない場合。所得が 200 万円で、大人 2 名子供 2 名の世帯で固定資産税が 20 万円の場合は、国民健康保険税が 43 万 200 円となります。

3 つ目としまして、固定資産税が低くて所得が多い場合。所得が 500 万円で、大人 2 名子供 2 名の世帯で固定資産税がゼロの場合は、国民健康保険税が 68 万 3,200 円となります。

4 つ目としまして、固定資産税が低くて所得が少ない場合。所得が 200 万円で、大人 2 名子供 2 名の世帯で、固定資産税がゼロの場合は、国民健康保険税が 36 万 6,200 円となります。

資産割につきましては、資産割の率が医療・支援・介護分を含めて 32%ですので、全てに加入されている方は、固定資産税が 1 万円上がるごとに資産割が 3,200 円の増となります。このケースの場合、固定資産税が 20 万円とゼロですので 6 万 4,000 円の違いとなります。

次に、所得割についてですが、所得割の率が、医療支援介護分を合わせて 10.8%ですので、全てに加入されている方は、所得が 100 万円上がるごとに所得割が 10 万 8,000 円の増となります。このケースでは所得が 200 万円の場合は、所得割が 18 万 360 円。所得が 500 万円の場合は、所得割が 50 万 4,360 円ですので 32 万 4,000 円の違いとなります。以上です。

○議長（中村俊六郎君） 9 番、瀧口義雄君。

○9 番（瀧口義雄君） 大変丁寧な解説、ありがとうございました。

そういうなかで、国保は特別会計。要するに一般会計とは切り離して単独で別段で、会計処理をしてるといふことの主旨を考慮して、運営していただいていると思うんですけど、一般会計からの繰入ということを、先ほど町長は検討せざるを得ないような答弁をしておりましたけれど、それもやむを得ない時期もあると思っておりますけど。水道は両者がほぼ 100%で一般会計から繰入れて公平性あるいは平等性が保たれてると思うんですよ。そういうなかで、同額が県か

ら補助金で交付されてくると。まあ、国保の場合ちょっと違います。一般会計からの繰入は、これは問題が生じるというのは保険者の比率が40%です。60%は他の保険に入ってるということで、平等性を欠くということは、前に指摘したと思います。

そういうなかで、この増税案を出さずに、こう他市町はどうやって、しのいできたのかというのが1点。

もうひとつは、年度途中で、一般会計から繰入れるのはなかなか難しいという話は聞いておりますけど、ひとつのご提案なんですけど、毎年、毎年、一般会計繰入とか増税とか、いう話が今後、高齢者の社会になって、必ず毎年この話が出てくるなかで、安定的に経営をやっていくというなかで、数年大丈夫なような基金を繰入れるようなことは可能なんでしょうか。

財政課長。あの、いろんなところへ基金が積んであります。それは将来に備えて積んであるのはわかるんですけど、これは生命にかかわる問題で、一般会計から繰入を毎年毎年やるんじゃなくて、安定基金として、その基金を例えば1億くらい積んで年間過ごして、その間に健康改善していくと、というような方法がひとつ取れるのではないかなと。これご提案なんですけど。これ当初にやっていただければ、そういう形で担当課長も安心して、仕事ができるのではないかなと。この2点。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 他の市町村ではどうしたのか、というご質問でございますが。勝浦市は22年、いすみ市が23年、大多喜町が昨年税改正をしております。改正の時期は多少ずれてるということと、いすみ市等におきましては、法定外の繰入が億単位でされておりますので、こういったもので補填されしのいでいるという状況だと判断しております。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 基金を積むための繰出ということでございますけど、こうした基金が会計のなかです、運用されていくということにつきましては、基本的には、法定外繰出というような考え方になってこようかと思っております。とは言いながら国民健康保険特別会計におきまして必要な額が不足するというようなことになった場合につきましては、町長の判断によりまして、法定外繰出を行うことも想定されておるといふふうには、考えております。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 瀧口です。

要するに繰出は、承知してるんですよ。そうではなくて、安定的な基金を積んで運営してい

くということとはできないのか、という質問なんです。あの、繰出は、そういうことは可能だと思っんですよ。繰出と言う前に基金を積んで、この増税を避けていくと、いう方式は取れないのかと。今ある6千万も、年内には取崩しをしちゃうという話ですから。そういうなかで、安定的に経営していくにはそういう方法しかないんじゃないかと。逆に言えばそういうのを無しにするなら、増税でしのいでいく、という方法しかない。増税を避けるんでしたら、基金をある程度運用すると。

まあ、両方で行きたいんでしょうけれど、そんなにそんなに年度年度、増税という訳にはなかなか難しいんじゃないかなと。一定の目処がたつまで、基金でやっていけないかという質問なんです。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） 今回の税率の改正は、3年間据え置いたなかで今回、ご提案させていただいてるというような事で聞いてございます。

以前にですね、年度の途中で、会計自体ですね、資金が足らなくなるような事が見込まれた場合には、そうした繰出金をですね、必要に応じて出させていただいたというのは承知はしております。

こうしたなかで同じような考え方で、いったんは、この会計のなかで単独で運営をしていただいて、そのなかで必要な額、不足額が生じたという場合につきましては、法定外繰出等についてもですね、町長の判断により、行っていくと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 他に質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番です。

本日の一般質問でも、お答えいただいておりますが、ただいま、繰出金については、昨日、県の資料・計画、昨年度、最終的には国の指導もあるにもかかわらず増えていく中で、財政課長からも、町長の判断、首長の判断においてということで、支出できると再確認しております。で、その中で、聞いててわかりずらかったのが、今回の税制改正の中で、資産割だけが減じてるわけですね。あとは全部プラス。同額の改定だということで、細かくいくつかのモデルによって変わっていく。ってのはあった訳でございます。

もう一度簡単に、この資産割だけを減じたという、御宿町固有の判断をしたその根拠。それはどういう判断で、資産割を減じたということですか。

類似団体と比べ、変えたということですか。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 資産割につきましては、全国的に見直しの傾向にあると思われませんが、理由といたしましては、核家族化が進み町村部でも借家暮らし等の方が増え、固定資産を持つことが一般的でなくなってきた事や、固定資産の所有と担税率との結びつきが、これまでよりも弱くなってきた社会情勢などからであると思われま。

また以前、国保運営協議会でも、ご提案いただいてもおりますので、いろいろ検討した結果、資産割につきましては5%下げさせていただきました。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。

いわゆる農村部にお住まいの方が多いただろうなと思えますけど、非常に固定資産、土地ですね、そういうものを大変広くお持ちであったとしても、収入がほとんど無い。それが今、税務課長がおっしゃられた担税力の説明だったと思います。ですから、固定資産としての資産はあったとしても、現金が無い。また収入も無いというのが、実態だということで、引続き御宿町は、町民の暮らしは大変厳しい状況だという中での判断を行ったということだと理解しました。

で、先ほど他町、少なくとも夷隅郡市の比較があった訳ですけど、今回、改正の年度というのは固有の理由があって同時期じゃないと承知をしていますけど、今回、御宿町が改正したという中でですね、幾つかモデルケース、例えば所得ゼロとか、50万とか400万とか、いろいろあると思うんですね。先ほどは資産の関係でそういうモデルケースをしていただいたんですけど、この資産割、取ってない所もありますんで、それでは一般的なモデルケース、所得ゼロの方で、大人2人だとかいろいろあると思うんですね。幾つか試算されてると思うんですね。こうした税率改正に、資料としてそれについてですね、どういう試算を行ったのかと。別に影響があるということで、試算されているのかと、そういうことの中で、御宿町が今年、これが議決されれば改定される訳ですけど、この議案のなかでは、郡市の中で一番高くなる、というのはどういう改正なのか、あまり細かいと、多岐にわたってしまうと思うんですけど、その辺のところも踏まえて説明いただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 税率改定による影響額について、いくつかのモデルケースで申し上げますと、大人2名の世帯で所得がゼロ、固定資産税が3万円の場合。この世帯は7割

軽減の対象になりますが、現行税率で計算しますと4万3,900円で、改正税率案で計算しますと4万6,800円となり2,900円の増となります。

次に、大人2名の世帯で所得が50万円、固定資産税が3万円の場合。この世帯は5割軽減の対象になりますが、現行税率で8万2,800円、改正税率案で8万9,800円となり7,000円の増となります。

大人2名の世帯で所得が100万円、固定資産税が3万円の場合。この世帯は2割軽減の対象になりますが、現行税率で16万6,200円、改正税率案で18万1,000円となり1万4,800円の増となります。

大人2名子供2名の世帯で所得が200万円、固定資産税が6万円の場合。現行税率で35万6,200円、改正税率案で38万5,400円となり2万9,200円の増となります。

大人2名子供2名の世帯で所得が300万円、固定資産税が6万円の場合。現行税率で45万7,200円、改正税率案で49万3,400円となり3万6,200円の増となります。

大人2名子供2名の世帯で所得が400万円、固定資産税が6万円の場合。現行税率で55万8,200円、改正税率案で60万1,400円となり、4万3,200円の増となります。

次に、65歳以上の介護分のない世帯についてですが、大人2名の世帯で、所得がゼロ、固定資産税が3万円の場合。この世帯は7割軽減の対象になりますが、現行税率で3万4,200円、改正税率案で3万5,400円となり1,200円の増となります。

大人2名の世帯で所得が50万円、固定資産税が3万円の場合。この世帯は5割軽減の対象になりますが、現行税率で6万5,700円、改正税率案で6万9,100円となり3,400円の増となります。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番です。

もうひとつ、今の税制改正のなかで、他町と比べて多分夷隅郡市で一番高くなっている負担があるところがあると思うんですね。

もうひとつ、その制度というと細かくなっちゃうんで、一番多いゾーン、階層ですね。例えば大人2人子供2人で所得200万円の方が何人かってのはわかるんですかね。若しくは単純にどの辺が多いのかってのがありますよね。

どこが一番多いのか、わかれば合わせて答弁いただきたい。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○**税務住民課長（埋田禎久君）** 先ほどのモデルケースで、夷隅郡市2市2町の税額について比較しますと、「大人2名の世帯で所得がゼロ、固定資産税が3万円の場合」と、「大人2名の世帯で所得が50万円、固定資産税が3万円の場合」は、勝浦市が一番低く、御宿町が一番高くなっております。

それ以外のモデルケースにつきましては、全て勝浦市が一番低く、いすみ市が一番高くなっております。御宿町は低い方から3番目となっております。

次に、所得別の世帯構成ですが、100万円以下の世帯は、1,043世帯で全体の55.9%、100万円を超え200万円までの世帯は、424世帯で全体の22.7%、200万円から300万円の世帯は、222世帯で全体の11.9%、300万円から500万円の世帯は、107世帯で全体の5.8%、500万円から700万円の世帯は、34世帯で全体の1.8%、700万円以上の世帯は、35世帯で全体の1.9%となっています。

○**議長（中村俊六郎君）** 3番、石井芳清君。

○**3番（石井芳清君）** 3番、石井です。

他町の比較も含めてご説明いただきました。最終的には世帯の所得構成ということですが、100万円以下が55.9%ということですね。いわゆる半数を超えると。

確かに全体で割る訳ですので、それで例えば400万円っていう世帯では、負担額が62万6,000円と。これも決して低い金額じゃないですよ。

で、そういうのを下げるとどうなのかというと、低い方が上がるという事はわかる訳でありますけども。まあしかし、これ少なくとも100万円以下の世帯55.9%もいる訳ですけども、その方々が、郡内で結果的に負担が高くなってしまいうくらいは、何とか抑えることはできなかったのか、ということが1点なんです。

で、これを施策にどうするのかと。今回はそろばん上ギリギリのなかで、しかも数年見通したなかでも、緊急時には他会計からの繰入もやむなしと、判断も考えてるということを町長おっしゃった訳ですけども。それならば、この程度くらいは僅かな人数ですので、ただ影響する世帯数が非常に大きい訳ですね。これらの世帯というのは、逆に非常に所得が低いわけですし、この間、年金の引下げでしたり、諸物価も高騰してるわけですよ。特に漁師の方もそうですし、それから商店の方々、これも売れ行きも非常に厳しい、仕入れも上がっていく訳です。ほとんどこれ我々農家もそうなんですけど、国保加入者だと思いうんです。やはり、そういう方々

に対して、今こういう厳しい状況の中で更に、こういった委員会もありますけどね、結果的にはゼロにしなくてはいけないという中での判断だと思うんですけども、この辺はやはり、政治家として判断できる内容あったのではないかな、というように思うわけであります。

で、その点はどうなのかと。それについては町長にお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 低所得世帯の配慮ということでございますが、貴重なご指摘ありがとうございます。ありがとうございました。

まあ、今後、今のご意見を十分に尊重させていただきまして、対応して行きたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） これで、先ほど提案説明の中でやはり、医療費の高騰ですね。まあ、これが大きな原因ですし、なかなか見えない中で当初予算、これは確か12月頃、最終的には2月ということですね、編成を終えるという事で、国保もそうですし、一般会計も調整されると。で、税額の確定をもって6月か7月位ですか、最終的には判断を行うということ。

その中で先ほど前段者も提案ありましたけども、これはある程度、予測できるのではないかという中で当初予算のなかです、きちんと対応を、判断をするべきだと。前回も確か緊急的に入れていただいて、たしか2年前でしたか。当初予算のなかで1千万円取崩しを行うという、こう当初予算であったんですけども、何とか間に合いそうだと。というなかで取崩しをせずに、決算を終えたというような例もあったと思います。

ですから、そういう面ではですね、この段階になってしまうと他会計から繰入って、私はなかなか難しいと思うんですよね。確かに最終的に繰越金というのは、出納閉鎖が終わって繰越金があって、先ほども、今日も質疑があって約2億ですか。が、一般会計です。繰越になるということをお聞きしておる訳でありますけども。そういうもので、そこでストレートに入れられるかと、なかなか難しいというふうに思いますので、その辺を判断をして、どうするのかとひとつの技術論なので。

それから医療費そのものをどう縮減していくのかと。いわゆる健康なそういう町民の生活を、どう進めていくのかということで、なかなか国保会計単独ではですね、取れる範囲が年々、国・県の指導があって少なくなって来つつある訳ですけども、昨日も国吉病院のことで、いくつかご提案もいたしましたけども、今後これどうして行くのかと。このままどんどん、こう医療費が上がるということ、そのまま、ただ黙って見てる訳ではないと思うんですけども。これに

対してどうしていくのか、医療福祉その政策ってのも私、大事だと思うんですけど、それについて答弁いただければと、思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 国保会計について、大変ご心配をかけてるところでございますが、ご承知のように国保会計の半分が国保税という形でお納めいただいて、後の半分は、国県の交付金が歳入を占めてる訳でございます。

こちらの交付金等につきましては、3年ごとに見直しということがございまして、先ほどの1千万円につきましても、ちょうど精算の時期のなかで、最終的な精算で、多く来たために基金から取崩さなかった、という経緯はございます。そういった意味で、やはり国・県から交付金の動向というのが非常に思慮される訳ですが、どうしても精算的に遅くなっていくということで、半分の歳入が安定化資金を含めまして、難しいところがございます。それにつきましても、早急にそういった情報を得るような形で、あるいは医療費についても過去3年から5年の医療ベースを基準の数値といたしまして、計算しているわけではありますが、この辺の精査というものもまた念頭に入れながら、的確な予算計上というものをしていきたい、と考えております。

それから医療費抑制のための予防と、というようなお話がございすけども、この3月にご承認いただきました特定検診の計画等に基づき、予防体制としては、その計画により今後、進めておるわけでございます。具体的には昨年から、今まで6日間の特定検診日だったものを8日間に延長設定いたしました。土曜日を含めまして。また今年もすでに5月に実施したわけですが、予備日ということで7月の金土。中旬の金・土曜日を予備日としております。

こういった中で広く皆さま方に啓発を呼びかけてございまして、対前年度の状況から見ますと、国保の方で約1,100人、約3%程度、検診の受診率が増えております。また後期におきましても1%増えております。医療給付の年代的に見ましても特に多いのが65歳から75歳。この辺が非常に、高度医療を必要とします。高齢化のなかで医療体制、医療費も上がって来ております。今、申し上げましたように特定検診の計画あるいは普及啓発によりまして、日程も増やして皆さんが受診しやすい方法の中で、予防を進めております。今後、またこの受診勧奨、あるいは受診の結果等によりまして、医療体制をどのように考えていかなければいけないのか整備体制についても考えております。

○議長（中村俊六郎君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方、挙手願います。

挙手多数です。

○議長（中村俊六郎君） よって議案第6号は、議案のとおり可決することに決しました。

ここで、5分間休憩します。

（午後 2時00分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引続き会議を再開いたします。

（午後 2時14分）

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第8、議案第7号 平成25年度御宿町水道事業会計補正予算第1号についてを議題といたします。

佐藤建設環境課長より議案の説明を求めます。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） それでは、平成25年度御宿町水道事業会計補正予算案第1号について、ご説明いたします。

今回お願いいたします補正予算案は、機器類の老朽化や故障により、設備更新を行うために提案をさせていただくものです。

はじめに補正予算書の1ページ、第2条資本的収入及び支出科目の第1款、資本的支出第1項建設改良費の金額に422万9千円を追加し、資本的支出を1億831万6千円とするものです。

次に3ページの事項別明細書にてご説明をいたします。

資本的支出の建設改良費2目、配水及び給水費におきまして、1節、工事請負費413万2千円。内訳といたしまして布施加圧機場において塩素の追加注入量を測定するための、流量計の故障による設備の更新に170万1千円。天ノ守加圧機場場非常用発電機軽油タンクの老朽化に

伴う設備更新に 243 万 1 千円の提案をするものです。

3 目、総係費では、2 節、備品購入費におきまして事務用のパソコンの更新に 9 万 7 千円の補正をお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。3 番、石井芳清君。

○3 番（石井芳清君） 3 番、石井です。

水道事業であります。あのただいま説明ありました、配水設備更新ということですが、それと 3 ページですか。事項明細書の件であります。あと事務用パソコンの購入ということですが、今の説明だけを聞いておられますと、これは当然、年次計画、若しくは当初予算ですね、に類するというような感じがいたす訳ですが、もう少し内容について説明を受けたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） まず最初にですね、布施加圧機場流量計につきましては、点検の結果、故障が発見されまして、夏季の残留塩素濃度の低下に対応する追加塩素を注入するために、この流量計のメータを持ちまして追加塩素量を決定しております。この器械が故障したために夏季の塩素濃度の低下に対応するための機器の更新を行うものです。

天ノ守加圧機場につきましては、こちらは整備年度が昭和 62 年となっております、約 26 年を経過しております。非常用発電機の軽油燃料タンクの方が、かなり老朽化をしております、若干の滲み等、見られる状況になっておりますので、補正予算に計上をさせていただきまして、早急に燃料タンクの更新を行うものです。

またパソコンにつきましては、現在事務用パソコンが WindowsXP ということになっておりまして、こちらのサポートが終了するということで、基本的にはオペレーティングシステムを Windows 7 のパソコンに更新させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3 番、石井芳清君。

○3 番（石井芳清君） 3 番。

いいです。あの、配水設備、更新と言うのであればこれは布施ですか。これは塩素注入ということですが、たしか塩素については水道法の中で範囲が定められている訳ですね。これについても、定期検査で濃度検査が、たしかあったと思うんですけど。これが例えば、ちょっと

詳細な故障状況は良くわからないですけども。故障ということでありまして、これが足りない状況というのが、その範囲を超えていたのか。超えていないのか。

また多くても、まずいんですよね。これ当然。その辺の水質の検査というのはどういう状況だったのか。

それから、事務用パソコン XP から 7 というのは、だいぶ前から言われていた話のなかで、ちょっと補正に当たる話ではないかなと思うんですけど、なぜ補正なんですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 残留塩素につきましては、水質基準といたしまして 0.1mg/L ということがあります。夏場になりますと塩素の方が、低下をする傾向がございまして、布施から先の立山地区の方に向かいまして、低下する塩素濃度を補うために追加の塩素を補正で投入するようなシステムになっております。その塩素の量を決定するために、流量計からどのくらい水が流れているかという所を検知しまして、それに伴って適量塩素を注入するようなシステムになっております。

パソコンにつきましては、今後、一般会計の方でもご説明があると思うんですけども、庁舎の方のパソコンの更新も、一緒に行われるということで水道会計の方もこの時期に同時に、パソコンの更新を行いたいと考えております。

こちらの方も実際導入したのが、4年ほど前にはなるんですが、XPの方のサポートが26年4月までということがありまして、この時期に合わせまして更新を行いたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 私はなぜ補正対応すべきものなのか、当初予算とすべきものではないのか、っていうのが私の質問です。再度、配水施設については、水質検査。今、課長がおっしゃいましたね。基準に達しているかということで、幾つか種類分けて行ってる訳ですね。それで水道の安全設定を確保してると。で、現実的にそういう水道の、今回は塩素ということですが、それがどういう状況であったのかと。というのは、検査はされてるんですか。確かに今の説明では、夏場、塩素が低くなると。逆に言うと、それ以外の時期ではほとんど動作しないのかなと、素人的には今の説明では思う訳ですけども、それはその通りでいいのかなと、要するに夏になって下がった時のみ動く、ということよろしいんでしょうか。

例えば今日なんか、これも30度近くもなるということですよ、そんな事もあるんですけど。水道はもっと前から作ってるからね、そんなに極端に温度の変化はしないと思うんですけど、

その辺の運用ですよね。水質管理、運用についてはどうなってるのかと。それに影響があったか、なかったかということも確かめたんですか、ってということなんですけども。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 水質検査につきましては、浄水場の原水浄水それから町内の末端給水栓ということで、現在では、六軒町、岩和田、上布施におきまして、水質の検査を定期的に実施しておりまして、その中では、検査項目について、全て基準の方はクリアしてるということになっております。

こちらの方の当初予算から、ということなんですけど、当初予算計上後にですね、故障の方を発見いたしまして、今回、補正の方で計上させていただくものでございます。

○3番（石井芳清君） すいません。もう一度いいですか…。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

すみません、同じ質問で申し訳ないです。

それでは簡単な質問に切替えます。水道の安全ていうのは保たれていたのですかと。故障してたわけでしょ。で、保たれてたんですかと。他の所はわかりましたよ。今、定期的に何箇所かっていうのは。それは今言った布施地先は入ってないじゃないですか。立山地先、小幡が若干入っていますが。小幡は立山ですね。字でいえば。その地区の水道の安全性は保たれていたのかどうかということの確認。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 基本的には浄水場で浄水の検査をしておりまして、その時点で塩素濃度の確認をしております。浄水場の方で検査、異常が無いということで、その後、一定の塩素濃度が保たれて配水される状況のなかで、ご家庭までの水の安全性というのを確認しております。

○3番（石井芳清君） 議長。申し訳ない。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

町民の安全に関する問題でございますので、あの、言ってることはわかるんですよ。ただ私は、故障した訳ですから、可能性としたら非常に高い濃度の塩素が出ることも有りえる訳でしょう。基本的にはそういうことではなくて、必要なときに多分出ないという事だから、

現実的には、塩素濃度が規定より下がる可能性がある、ということだろうとは思いますが、そこをきちっと、答弁してもらいたいですよ。

要するに、本当に安全性が保たれているのか。高濃度の塩素が入ってですね、障害が出るということは、あってはならないことですから、そこがどういうふうに大丈夫だから、浄水場が出たから大丈夫。それはわかるんですよ。ただその先が、故障したんでしょう。じゃあ、それで、本当に安全な水が保たれたか。事後でもいいですよ、検査して、規定に入っていたかどうかというのはわかるわけじゃないですか。その事なんです。それを確認したのか、しないのか。また、その可能性があるのか、ないのかって、のをさっきからずっと聞いてます。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 説明が不十分で申し訳ございません。

布施の加圧機場につきましては、管路が長いために布施でいったん加圧をして送ってる状況がございます。浄水場で入れた塩素が、基本的にはそのままご家庭まで、効いたままで届くようになるんですけど、布施の場合は、その管路が長い関係で、これから迎える夏季に塩素濃度が低下する恐れがございます。その低下する塩素を補うために、追加するための塩素注入器というものが付いております。その流量を測って、実際に追加すべき、当然、塩素の測定器も付いているんですけども、その塩素の測定器で測りながら流量に合わせて、追加塩素量を決定するための流量計の補修となります。

○3番（石井芳清君） きちんと答弁させてください。議長。

○議長（中村俊六郎君） よろしいですか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） ですから。

水質が、法定の範囲内に入ったという保障を担保を取ってくれ、ということなんです。

仕組みはわかっているんですよ、ずっと。そのために様々な機器を入れて、例えば、塩素が下がる、下がる可能性があるから補填してきちんと水道に入る。安全性を担保するために、設備をした訳でしょう。上布施地先に。簡単に言うとそれが故障したわけじゃないですか。故障したんですけど、現実的にその先測ったと。それがきちんとなってるか、なってないかっただけの話なんです。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） はい、すいません。

○3番（石井芳清君） 安心して水、飲めないじゃないですか。

○議長（中村俊六郎君） 佐藤建設環境課長。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） 申し訳ございません。

先ほどご説明いたしましたように、立山地区ですね、立山の公民館で、採水検査をしております。その状況の中では、水質基準のなかで、特に問題ないということで検査結果は出ております。

○3番（石井芳清君） 後で、検査表をください。

○建設環境課長（佐藤昭夫君） はい。

○議長（中村俊六郎君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方、挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第7号は議案のとおり可決することに決しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第9、議案第8号 平成25年度御宿町一般会計補正予算第1号についてを議題といたします。

大竹企画財政課長より議案の説明を求めます。

大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） それでは、議案第8号、平成25年度御宿町一般会計補正予算案第1号について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ4,900万円を追加し、補正後の予算総額を30億

4,900万円と定めるものでございます。

主な内容につきましては、国の地域経済循環創造事業交付金を活用した御宿温泉まちづくり事業に要する経費や、風疹ワクチン接種費用助成事業にかかる経費、旧御宿高校普通教室棟の電気設備の復旧、更には事業採択を受けたことに伴いますコミュニティ施設建設に対する助成金等について追加をしております。

財源といたしましては、国・県支出金や基金繰入金などのほか、平成24年度からの純繰越金を充て、収支の均衡を図りました。

それでは各項目の詳細について、予算書の事項別明細にそって、ご説明させていただきます。

6ページをお開きをいただきたいと思います。

はじめに歳入予算ですが、14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、6目、総務費国庫補助金の1千350万円ですが、交付決定のされた地域経済循環創造事業交付金を追加するもので、御宿温泉まちづくり事業に全額充当するものです。

15款、県支出金、2項、県補助金、1目、総務費県補助金の494万6千円ですが、県の緊急雇用創出事業補助金で体験型観光及びスポーツ観光推進事業に全額充当するものでございます。

3目、衛生費県補助金46万5千円ですが、後ほどご説明いたします、風疹ワクチン接種費用助成事業に対する県補助金で、補助対象の2分の1について補助がされるものです。

4目、農林水産業費県補助金148万4千円ですが、こちらも後ほど説明いたします、鳥獣被害防止総合対策事業に対する県補助金で、補助対象の全額について補助がされるものでございます。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、8目、コミュニティ拠点整備資金貸付基金繰入金500万円ですが、岩和田区の入宿町内会から、集会所建設費に充てるものとして、コミュニティ拠点整備資金の借入要望があり貸付けるに当たり基金から取崩すものでございます。

19款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金ですが、平成24年度からの純繰越金で1,296万5千円を追加し収支の均衡を図りました。

20款、諸収入、2項、雑入、4目、雑入の1,064万円でございますが、岩和田区入宿町内会の集会場建設及び岩和田区の活動費に対し、自治総合センターのコミュニティセンター助成事業及び一般コミュニティ助成事業が採択されたことにより、それぞれ790万円、250万円を追加するほか、行財政情報サービスの利用料に対する助成金について24万円を追加をするものです。

以上、歳入予算といたしまして合計4,900万円を追加するものでございます。

続いて歳出でございますが、8ページをご覧いただきたいと思います。

1款、議会費、1項、議会費、1目、議会費ですが、議場の音響設備に不具合が生じているため、その調整費用として、修繕費3万7千円を追加するものでございます。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費ですが、配置予定であった財務システム用パソコンのサポートが期間が終了することから、パソコンを新規に購入するために40万4千円を追加するものでございます。

○議長（中村俊六郎君） もう少し、ゆっくり。

○企画財政課長（大竹伸弘君） はい、すみません。失礼しました。

3目、財産管理費ですが、定期検査により庁舎の高圧受電設備の故障が判明したため、11節、需用費に340万円を追加し修繕を行うものです。

12節役務費ですが、公用車の配置替えにより自賠責保険料に不足が生じたため1万6千円を追加するものです。

27節、公課費の1万7千円についても同様でございます。

13節、委託料ですが、旧御宿高校普通教室棟の給排水設備改修工事の設計委託費として追加をするものです。

15節、工事請負費ですが、月の沙漠記念館付近の観光用倉庫として使用していた建物の解体工事について、実施設計により判明したアスベストを含有する資材の処理等にかかる費用の追加、および旧御宿高校普通教室棟の電気設備改修工事費として追加をするものです。

4目、企画費ですが、今後の地域公共交通施策などの検討に向け、住民アンケートにより現状の把握と分析を行うため、返信用封筒の印刷代として、11節、需用費に9千円、12節役務費に郵便料として29万円を追加するものです。

14節、使用料及賃借料ですが、国政情報の取得や施策の把握に有効である行政情報サービスの使用料について24万円を追加するものです。なお、千葉県市町村会により全額、助成金が充当されます。

19節、負担金補助及交付金ですが、岩和田区入宿町内会からの要望により、自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用した、集会所建設費に対する助成金790万円、および岩和田区のコミュニティ活動費に対する助成金250万円を追加をするものです。

21節、貸付金ですが、ただいま、申し上げた岩和田区入宿町内会の集会所建設に対し500万

円を貸付けるため、追加をするものでございます。

5目、諸費ですが、4月の強風により損傷した防犯灯および照明器具の修繕のため、11節需用費に20万円を追加をするものです。

7目、防災諸費ですが、地域防災計画の見直しによる、避難場所案内看板の作成、取付費として15節、工事請負費に追加をするものです。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、予防費ですが、各種検診の案内や通知などを封入する際の使用する紙折機が故障し、事務に支障を来しているため、18節、備品購入費に15万1千円を追加し、新規に購入をするものです。

20節、扶助費ですが、妊娠を予定している女性などを対象とした、風疹ワクチン接種費の一部を助成する費用として98万円を追加するものです。県補助金を充当しております。

5款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費ですが、県の鳥獣被害防止総合対策事業補助金を活用し、いのしし被害防止策としてワイヤーメッシュ及び電気柵の設置を行うもので、19節、負担金補助及交付金に148万4千円を追加するもので、全額、県補助金が充当されます。

6款、商工費、1項、商工費、3目観光費ですが、夏季観光シーズンに向け、御宿町観光パンフレットを増刷するため、11節、需用費に30万円を追加をするものです。

13節、委託料ですが、海の日を含む3連休の監視体制にかかる監視員委託料の追加、および県の緊急雇用創出事業補助金を活用した、体験型観光及びスポーツ観光推進事業の委託費を追加するものでございます。

19節、負担金補助及交付金ですが、日立波月荘跡地の寄付契約書に基づく町の負担分について12万9千円を追加をするものです。また、観光協会が行う御宿温泉まちづくり事業に対する補助金として、1,350万円を追加をしております。温泉まちづくり事業については、国庫補助金が全額、充当されております。

4目、月の沙漠記念館運営費ですが、大隈武夫御宿展の作品搬入費用として、10万5千円を追加をするものでございます。

10ページをお開きをいただきたいと思います。

8款、消防費、1項、消防費、3目、消防施設費ですが、旧第10分団消防庫の解体工事についてより詳細な設計により、工事費の追加が必要となったものでございます。

9款、教育費、5項、保健体育費、2目、体育施設費ですが、パークゴルフ場管理棟におい

てトイレの老朽化、また待合室のエアコンが故障しているため、11 節、需用費に 37 万 1 千円を追加し修繕を行うものです。

1 3 節、委託料ですが、御宿台テニスコートの洗浄を行うものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3 番、石井芳清君。

○3 番（石井芳清君） 3 番、石井です。

一般会計補正予算ということではありますが、まず 8 ページ、企画費の印刷製本費でありますけど、これいわゆる、バスということで、そのアンケートを行ったという説明ありました。私も委員に選ばれておりますので、内容は承知している訳でありますけれども、1 回目が先日開かれたという事であると思っておりますけども、この大まかな目的とスケジュールですね。簡単にご説明いただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 大竹企画財政課長。

○企画財政課長（大竹伸弘君） このバスの事業につきましては、第 4 次総合計画の中で住民の方々からいただいた意見の中から、暮らしやすい町、いつでも住み続けたい町にするために、また高齢化により運転ができなくなっても、家から出かけやすくするために、また人の行動、移動、活動によって町の商業が活性化し、町の発展に寄与するというような、ご意見を踏まえまして、町の公共交通として整備をするということについての検討をするものでございます。

この検討をしていただくためにですね、地域公共交通活性化検討委員会議、こちらを組織いただきまして、去る 12 日に第 1 回の会議を、開かせていただいたところでございます。その中で、今回の補正予算でお願いをしております、現在の住民の方々の、お出かけ支援の巡回バス、お出かけ支援の方法についてですね、現在利用されている交通手段や外出先、その頻度、外出時間などについて、実態把握するためのアンケートを実施する費用について、補正予算をお願いしているものでございます。

概ねの今後のスケジュールですが、アンケートの内容について、第 1 回の会議でご協議いただきまして、また引続きご意見をいただくこととなっております。これによって精査しましたアンケートをこの後、町民の方 2,000 人を対象に、現状の状況等を調査するためアンケートを開始させていただくということでございます。

それを踏まえまして、第 2 回目の会議を開催し、こうしたアンケートの分析ですとか、それ

からこの後、法定公共交通会議という法定会議が必要になりますけども、そこに提案するための地域生活交通ネットワーク計画の案となりますものを策定をして参りたいと考えております。この案が整いましたら現在のスケジュールですが、来年3月に地域交通会議、法定会議といわれるものを組織をして、運行のなかで、こうした形でやって行くという事であれば、国の補助金対象とするために、来年の6月に補助の申請をする事を目途に検討して参りたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） もう少し答弁ゆっくり、お願いをしたいと思います。

あの、バスということで、まとまれば年度内にまとめて、最終的に来年度、国に対して申請を行いたい。そういうスケジュールでよろしい訳ですね。他町の団体、見ましても大変多岐に渡る検討をされてると、そういうふうに思います。私も委員で、アンケートの内容について協議をしている段階でございますけど、やはりそのアンケートをどのように作っていくのか。住民の要求、状態をどう把握していくのかと、適切に把握をするか、ということが大事だと。そこからどういう結論を導いていくのか、ということも大変大事だと思いますし。

国交省の資料見ましても、やはり町づくりにどう生きてくるのかと、そういう観点の中で、この計画作りを進めて欲しい、というような趣旨のことが載っていたと思います。そういう面ではこの公共交通というなかでですね、町内が何処にでも行けるとということと、高齢化のなかで、特に80歳を超えると免許が返納という方もいるという事も伺っております。そうしたなかで、御宿町がこの施策どうしても避けて通れない、というふうに私自身も思っております。これに向けまして町長も議案の中で述べておられると思いますけども、この公共交通に対して一言あればこの機会にですね。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先般の地域公共交通対策協議会においてですね、いろいろご説明させていただいておりますが、今、ご意見の中にもございましたように、御宿町高齢化が非常に進んでおります。

そういう中で、やはりお出かけするにも、あるいはいろいろと所用を足すにも、高齢者の方々を中心にお出かけが困難であると、そういうひとつの福祉対策事業として実施しよう、ということでございますので、これから今、アンケートを取る形になりますが、そういったものを参考にしましてですね、より良い行政を行っていきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解いたしました。次に移ります。

同ページ、諸費のなかで修繕料でしょうか。それから次の防災諸費ということで似たような内容かな、と思いますけど。防犯灯の方ですけど、これは確かこの間、主だった防犯灯はLEDに切替をしてきたという事ですね。これは比較的故障も少ないといいながら、設置したものがメーカー側の不手際で交換になった、というのを伺っている訳ですけども、これはその内容でしょうか。それとも今の災害のようなお話もありましたけれども、この程度とはいえども、昨今、集中豪雨だとか風も非常に厳しいということがあるんですけども、そういうものがある度に、修繕というのが必要になって来るといった内容の防犯灯がついてると、理解してよろしいんでしょうか。それとその次の防災施設工事についても、合わせてお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） まずですね、防災諸費の需用費修繕費については、このような理由につきましては、4月の低気圧の関係で強風が吹きまして、新町区1箇所、実谷1箇所の木柱のLED付けた防犯灯が倒れてしまったと。それをまず鋼管柱に変えたいという話です。

やはり石井議員ご指摘のとおり、海の近所では初期に付けたLEDについて塩害が多少出てるという状況で、これは同時期に付けた一宮町についてもその傾向は見られると。それを両方合わせた修繕をお願いする訳です。

次ですね、防災諸費の工事請負費、防災施設工事につきましては、これについては町内の14箇所。浜、須賀、新町、岩和田、六軒町ですね。14箇所は宝くじの助成で避難場所の誘導の看板が立ててあります。今回、地域防災計画の見直し前ですね、避難所が掲示されてるということで、今回、それを避難ビルも入れた現在の地域防災計画と合わせた表示に、14箇所直すという工事でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

確認ですけど、防犯灯については引続き同様の事例がある可能性と言うのが残ってるという事でよろしいですか。その防災施設工事でありますけど、これは避難誘導の看板だということで、この間、説明があった防災計画、改定をいたしましたので、それにもなって変えたいということですけども。幾つかあるんですけどひとつは、ここは海拔何メートルとかという表示がある訳ですけど、それは具体的に何処の地点なのかってことが、住民から質問がありまして、

それが4メートルだとか、15メートルだとか60メートルだったらそれはわかるんですけど、3メートル4メートルだって言う場合は。それともう1点、今回御宿町が設置したのは、いわゆる単なる看板ですよね。避難看板。一部は夜になると蛍光灯みたいなランプが点いて、光って、誘導ができるってのはある訳ですけど、そこまでするかどうかは別としまして、いわゆる緊急時に実際何処へ逃げてもらおうのかということですね、情報発信するとともにもうひとつ、今、懸案になっているのはそれをどう表示して行くのかということで、町長も諸案の公文書の中でデジタルサイネージって、言葉難しいんですけど、いわゆるそういう表示。一例でいえば自動販売機のところにディスプレイがあって、そこに平時ですと、ニュースだとかの情報が流れるんですけども、緊急時はそこに防災情報が流れると。これはメーカーだとか企業にもご協力・賛同いただいて、進める必要があると思うんですけども、そういう情報で町としても国の防災システムも含めて個々の情報というのも当然出てくると思うんですね。それから合わせて御宿町では総合計画の中では、防災無線をデジタル化するんだということも計画に載っておったと思うんですけど。

そういうのを私は、一元化して行ってスピーディーに正確に情報を出していくと。で、こういうローカルな情報も、ひとつひとつ出していくと。この高さだったらこっちに逃げたらいいですよと、簡単に言うと、どうするかは別として、そういう情報も即座にこう表示されると。そうすると町外から来た人も、防災とか何とかわからない訳ですよ。ですから町民はこの間も岩和田とか防災訓練してる訳ですよ、これから秋に向けても区でも防災訓練行って、日々そういうことをやってる訳ですけども、町外からたまたま来られた方はわからない訳ですけども、そういう時にどういう情報が出せるのかってのが大変大事ですから、固定型のものも確かに大事です。で、これも増やしていただきまして、それと同時に将来はデジタル型のそういう臨機応変の様々な情報を的確に発信していく、ということも私は、重要ではないかと思うんですけど、その辺についてどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） まず1点目の地点は何処が基準かと。例えば電柱があってそこに何メートルってある、それは足元の高さを表示してあります。

それと避難看板は別として、今、ご指摘がありました、デジタルサイネージといいますか、緊急情報配信サービスというのがございまして、これは被災地、実際にメーカーが構築した訳なんですけど、今回、年明けからですね、モデル事業といいますか、ソフトを活用した開発です

ね。ソフトを使って大都市、中規模の都市、御宿みたいな小規模の町ですね。海に面して。そういったところで、モデル事業をやりたいというご提案を、今、受けてます。その内容について一旦受けて、5月には職員を集めて説明を聞きました。その後、その説明を受けた中で、各課の要望、問題点、町の現状ですね。それを合わせてですね、再度、会議を開いた状況です。

要は災害時には観光客とかそういう場所に情報を流していくシステムを一元化する、ということでございます。モデル事業なんで提案ですが、ソフト面については奨励ということにしたい。ただ端末、末端の端末ハードについて既存のものを使うか、新たに購入するか、例えば看板の設置場所を何処にするか、お客さんが来るところにそういうものを置いたという提案があって話は聞いてると、いう状況でございます。

で、石井議員がおっしゃってるように、今後、御宿町は防災無線をデジタル化して行かなきゃいけない、地域の計画の中で、平成32年までに計画するという状況でございます。説明の中ではひとつの手段として、今回、提案のあるものについてですね、防災無線でなくても活用はできるような可能性があります。今、検討してますので、追々、その程度町の予算がどの程度かかるものなのか、どのように活用できるのかということをもう少し、まだその段階ですので詳細についてももう少し提案がまとまった時点で、議会にもご説明してご理解を頂きたいと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 防災ということで、すでに調査、研究に入られてるとことです。

あの先般も、福祉に関して同様なシステムの説明を受けた訳ですけど、今、コンピューター。コンピューターは本当は1個なんですね。それで様々に活用できるっていうのが一般常識でございますので、やはり出戻りって申しませうか、二重三重に似たようなシステムを自治体がとるということも煩雑になると思いますし、何しろ緊急時には、一刻も早く正確な情報を的確に出すということが大事だと思いますので、そうするといくつものシステムがありますとなかなか、きちんと情報が伝わらないと。町が機能しかねないということもありますし。予算も二重三重にかかってしまいますので、やはりデジタル化ってのが国が進めてることですから、そうした方向性を見ながら、調整を図って適切なものの導入について求めたいと思います。では、わかりました。

次に移ります。

9ページでありますけど、衛生費、予防費の中で、これは風疹ワクチンの接種補助というこ

とで、先ほども休憩中にニュースを見ておりましたら、今、風疹、非常に流行っておりますして社会問題になってるという中で、厚労省の方からも全国的なこのワクチン助成についての採用というものが示されている訳ですけども、これ具体的にどういう補助事業になるのかということとですね、それからいわゆるあってはならないのですが、事故への救済処置というのはこれはどういう対応になっているのか。

ちなみに御宿町も補助対象にしておりますけれども、子宮頸がんについては様々な事故・事案があるということで、確か今、停止状態ですか。そういうような報道もされている訳ですけども、今、御宿町ではどういう対応になっているんですか、ということに合わせてですね、皆さん心配をされてますので説明を求めたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君）

まず、風疹ワクチンの方の関係から申し上げますと、対象者、これは県の補助事業でございます、20歳以上50歳未満の者で、妊娠を予定若しくは希望している女性、また妊婦の夫、ということがございます。定額助成といたしまして、風疹ワクチンのみですと3,000円、それから風疹混合ワクチンということになりますと5,000円ということで、助成額を予定しております。

受診の関係でございますけれども、住民基本台帳等見て参りますと、20歳代、30歳代、40歳代の女性が約605人いらっしゃいます。失礼しました。937人いらっしゃいます。その中から4月の受診が約10名程度いらっしゃいまして、5月、6月はないので、それ程多くは見込めないだろうという感もございますが、約20%程度の受診率という事で600名程度を補助対象の予定としてございます。これ以上に増えるようでしたら、また増やして参りたいということでございます。定額でございますので、これに対する対応につきましては、応分の保健対応ということが可能でございます。

あと、子宮頸がんの方でございますが、これにつきましては先の厚生労働省の諮問機関である医療審議会が、先週の金曜日、急きよ会議が開催されております。最終的に方向性が決まるのは午後の10時との情報により、当町の方でも保健師等が対応して情報収集にあたった訳です。今、私共の方で押さえてる受診数というのが、約80名程度いらっしゃいますので、こういった方々の場合によって中止ということになりますと、受診を取り止めるということで連絡体制を敷いておった訳ですが、新聞でもご存知かもしれませんが、はっきりした見解につきましては、

今回の審議会では答えが出ておりません。基本的には、受診勧奨をしないと。非常にわかりづらいのですが、今までは積極的に受診をしてくださいというような広報PRしていたのですが、これに対しては行わない、というようなことで通知を頂いております。で、今後、この審議会がいろんな事例等研究いたしまして、最終的にもう一度回答、頂けるということになっております。私共はそれを受けまして、土曜日に朝から職員を配置いたしまして、契約町内機関、こちらにすべてパンフレットと、対応というものを伝えて参りました。町外の契約機関ですが、大多喜の川崎病院、それから国吉病院。こちらにつきましては、所在市町の連絡がいておったのですが、私共の方からファックスあるいは事務所に連絡をいたしまして、状況等ご説明したところでございます。以上です。なお、事故救済については保険対応です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。了解いたしました。

次に農林水産業費の中で、鳥獣被害防止総合対策事業ということでございますが、この事業内容をもう少し細かく、説明いただきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 事業の概要でございますが、鳥獣による農作物への被害防止ということでございまして、今回の148万4,000円につきましては、実谷の初崎地区。こちらの1,265m、こちら物理柵を設置したいということと、あと上布施の打越地区です。こちらには562m電気柵を設置したいということ、こちらの補助の先は、御宿町有害鳥獣被害防止対策協議会ということで、全額、こちらに補助金を流しまして、そちらで設置をして頂くというようなことでございます。

また、施工後の管理でございますが、設置の農地の所有者で、管理をして頂くという事業でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

あの確か、これまで従前とやられてたこの鳥獣被害防止事業の柵と実施内容が違うんですね。ちょっとそれは説明して。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 従前の県単事業は、ひとつの補助ごとに、柵を廻らすことができるんですが、今度は国庫事業となりまして、3戸以上の集団で、しかも道路などである一

定の区画、大きな区画で区切れるところが対象となります。従前の県単事業でございますが、平成17年度からやっております、設置件数で311件。延長としましては約60kmもやっておりますので、ほぼそれでできたのかなということと、また物理的に3戸以上は集まらないようなところもございますので、それは戸別に、国の方でヒアリングをしまして、補助事業として採択が可能ということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。了解いたしました。

そうすると当初、これ団体という説明でした。単純に個人では駄目なのかなと思いましたが、今の説明では、国への状況の説明の中で、1戸1補助っていうんですか。

でも、補助を受ける可能性があるということですね。はい、よろしいかと思います。

○産業観光課長（田邊義博君） 3戸以上集まらないということになれば、採択が可能ということですね。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。了解いたしました。

あの先般でもですね、他の議員から御宿町は中山間ですので、どうしてもやはりそういう集団営農はできないことが当然でてくるんじゃないかという中でですね、そういう戸々の場合も、もし国・県の採択がなかった場合、町単でも引続き補助事業を行えないものかと、いう要望が出ておったというものがありませんでした。聞いた訳でございます。いずれにしても、そういう良くなる農家と、そういうことも昨日も言いましたが、これからの農業づくりでは大事になると思いますので、引き続き対応を求めたいとおもいます。これについては終わります。

次に同ページ、商工費の中でありまして、この委託料、体験型観光及びスポーツ観光推進事業って書いてありますが、観光推進事業かなと。何をするのかと思ったわけですが、2行になってるんですね。

これ緊急雇用の対応ということでもありますけれども、この具体的な事業、それからこれを何処で実施するのかと。まあ、何処で実施するかといったら観光課なんでしょうけど。これ緊急雇用ですから、委託も含めて人ですよ、相手先は。具体的にどういう、これかなり具体的に書いてあるんでしょうけども、何を現在考えているかと。それをどういうふうに今の観光とか含めて、御宿町も6次産業とか色々この間いわれてますけれど、どの様に結びつけていくのかという事でお聞きしたいと思っております。これ金額も含めて。それから雇用する人数ですね。それか

らそれをどういうふうを集めるのかも含めて。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 緊急雇用事業の内容でございますが、こちら海水浴場や海岸の利用状況などの調査を行って、集客アップの取組みを考案とするための、体験型の観光プログラムを作っていただく委託でございます。昨日もちょっと申し上げましたとおり、御宿町を観光の目的地にさせていただく為に、何か目的づけをしたいと思いますか、それを呼び水にしまして、結局は、加工品やら食事やら宿泊やらそういうものが増えることを期待しておる訳ですが、こちらのスポーツに絡めてのプログラムを、こちらでお願いすることとなります。

これは事業の趣旨といたしまして、起業 10 年未満の若い企業に事業を発注しなさい、ということになっておりますので、そちらの方を探しまして 1 名、失業者を雇用したいと思っております。人件費といたしまして、約 310 万円。あと諸々事業費・諸経費など入れまして、そちら総てで 494 万 5,500 円ということで、全額、歳入が見込まれるということで。また、それから昨日も申し上げましたとおり、これからライフセービング大会などもございますので、その辺のプログラムも一緒に参画していただいて、集客を図って参りたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 3 番、石井芳清君。

○3 番（石井芳清君） 3 番、石井。了解しました。

次、公租公課負担金ということですが、これは波月荘で。

これは最終的に貰い受けると、いうことも含めて、今後、それからこれは観光費での支出になっておる訳ですけど、この扱いについて答弁いただきたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 通常の町有地と言いますか、企画財政課の方の管理になろうかと思えますが、この日立波月荘の跡地につきましては、日立健保から移管を受ける際にですね、ロドリコの上陸地であります田尻海岸が一望できるということ。またこの辺で、友好の絆記念日に関係するような行事も行いたいと、というようなお話をもって、無償で寄付をいただいたものでございますので、私ども観光課の方で、観光目的の土地であるということから、所管したいと考えております。以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3 番、石井芳清君。

○3 番（石井芳清君） 3 番、石井です。

いわゆる、これ文書で、そういう内容。目的寄附ということでよろしいんでしょうか。よう

するに、目的というか指定と申しませうか。まあ、色々基金、含めてありますよね、御宿町も。基金自体。そういうものも目的があつて、その目的がある場合は、その目的に沿つた形の予算執行すると。寄附金ですよね。そういうことで確かやつて来たと思うんですけど、これもそういうことでよろしいんでしょうか。それは口頭、文書。元々そういうものはあるんでしょうか。ちょっと良くわからないですけど。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） あの、一義的な跡地の活用計画ということで、健保組合にお願いしておりますので、これが全く駄目だから返してくれということにはならないと思ひますが、一応のこの道筋でいけると理解しております。

○3番（石井芳清君） いや、そうではなくて。そういう、今言った…。

議長。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） これ譲渡を受けた訳ですよ。譲渡で先ほど説明の中では400年の歴史に繋がる場所を含めて、一定の方向で使つていただきたいと、そういうことであれば町に寄附するということのような説明を今、した訳ですよ。で、その説明というのが口頭なのか文書なのか、ということなんです。そういうものがあるのかと。だんだんと、今なら私はこの間、議会の方は、その度ごとに説明を受けてますから、頭の中でわかつてる訳ですけどね。やはりこれがどんどん年月が経つて来ると、そもそも論がわからなくなつてしまつて、目的外ということも有りえると思ひますので、そういう文書があるのか、ないのかと。いうことが非常に大事だと思ひますので、そのことの確認なんです。

○議長（中村俊六郎君） 木原総務課長。

○総務課長（木原政吉君） 日立健保に関してですね、以前ですね、波月荘を解体して、あそこの場所は御宿町にとってメモリアルつていいですか、大変重要な場所であると。またその付近に魚付保安林がありまして、産業面でもあそこを守るべきと、そういう主旨をもって、文書をもってですね、寄附をお願いした。で、ご理解をいただいたということです。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 形になつてると、文書になつてるといふことで、了解いたしました。主旨については依存ございません。

次でございますが、同じ負担金補助交付金の中で、御宿町温泉まちづくり事業補助金という

ことで、先日もこれについて一般質問があった訳ですけども、聞いてて良くわからない事があった訳ですけども、ひとつは質問の中でもありましたけども「温泉まちづくり宣言」ですか。それってのは、なんか計画とか文書とか、確かに町長の公約としては知っておるわけですけど、それはそういう形になったもの、いわゆる一般的には基本計画ということなんでしょうけども、そういうものは、ひとつ確認なんですけど、御宿町に今そういうものがあるのか、ないのか。今後、それはどうするのか。それからその事業でありますけど、確か団体への、要するに行政が使える補助金ではないんですよね。そういう民間団体への貸付。貸付というか、補助金だと理解をしてる訳ですけど。じゃあこの間これは受け皿として、観光協会が行うという様な説明を聞いて来た訳でありますけども、これも観光協会といっても、様々な団体が入っておる訳ですよ。で、その具体的に受け皿というのはどういうふうになっているんでしょうか。で、じゃあ、その中で観光協会は他団体ということなんでしょうけど、この「温泉まちづくり」というか、その良く分からないですよ。観光協会については。その温泉を利用した観光を行いたいということなんでしょうけど、どういう目的になっているんでしょうか。

その辺がね、昨日、質疑聞いてて分からないんですけども。その辺分かり易く説明をいただけますでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 観光協会の中の組織のお話があったかと思いますが、これにつきましては協会内に、宿泊委員会というものがございまして、そこで実施するのか、あるいは内部で別の組織を作るのか、今後、協会で検討されるものと思っております。

また事業の目的といたしましては、やはり通年観光のための温泉ということで、今まで温泉、なかった所で宿泊地ということで、ちょっと力が弱かったということで、こちら温泉を広げるということで、御宿温泉ということで行きたいということでございます。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 温泉のまちづくり事業ということでございますが、町の名義で国に申請して採択をいただいた訳でございますが、内容的には、その実施計画書を出して許可といたしますか、採択をいただきました。そういう事で昨日も、宿泊関係者の皆さん中心に、色々説明会があって、徐々に浸透と言いますか、細かい計画も入ってるようでございます。

そういう中で、温泉宣言に関しましては、ある程度定着して落ち着いた段階です、宣言をした方がいいのじゃないかなと思っています。とにかく目的はですね、活性化。お客さんが

少しでも来ていただいて、通年観光に繋がっていくような、町産業全体の振興活性化を図ることが、一番大きな目的でございますので。そのようなことでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

あの、観光協会は個別の団体だということは承知をした中で、質問している訳ですけれども、「温泉まちづくり宣言」と言うのは町長の公約ですよね。それが、その宣言そのものをいつ行うかっていうのは、期日上の問題、確かにあるかと思えますけれども、そういう町づくりを目指すんだということが、町長の公約でしたよね、確か。それが、今、この町づくりの中にどうなっているのかっていうのを、私、聞いている訳ですよ。それは単純に宣言だけでいいということも、それはあるかも分からないですよ。

で、それと実施団体ってのがありますよね。で、実施団体が観光協会のいわゆる宿泊業の方々だと、いうように理解はしてますけど。これ3月議会で細かく聞いておる訳でありますけれども、いわゆる、この採択、今、現在、採択いただいている。ですから予算計上されてる訳ですけど、まあ、採択なくても独自で行いたいという決意のもとでね。この申請が行われてると、いったようなことを、確か3月議会で承っていると思うんですけど。いわゆるそういう地域の方々が、熱意をもってされると。じゃそうしますと、昨日言った中で、25日とか言ってましたね、年次のなのを承っているという中で、実際に今、試験ということなんでしょうけれども、そこに満たないような状況で、それがじゃ、本当にその通り行くのかということなんですね。

それともうひとつ、町興しという中で、活性化ということでもありますけれども、そうしますと、これ今の観光費の中で需用費ということで、印刷製本費で、これは観光パンフということだそうですね。この中にも当然、その温泉まちづくりっていうのも、こう大きく打ち出される訳ですか。これをそういうことになる訳ですか。そういうことにはならないですか。っていうのは、やっぱりそういうことが、ひとつの観光のPRの、それは町長からも前からおっしゃってますけれども、柱になる訳ですよね。ひとつのね。白い砂浜と温泉と。是非、御宿町に来て快適に過ごしてくださいよ。泊まっていてくださいよと、いうことになるんでは。簡単にいうと。じゃあ、そういうものを宣伝しなくちゃいけないですよ。人を呼んで使っていて、下世話な話をしますと、お金を使っていたかと。お金を落としていただく、ということですよ。で、そのためには宣伝ということで、昨日からずっと宣伝の話、出てますよね。で、あくまでも最終的ですけども、税法上では入湯税ですか。この温泉というのは、確か入湯税の対

象になると思いますけど、今回もこうした事業は入湯税の対象になるか、ならないかというのは承っておきたいと思うんですけど。そうしたことも当然、歳入に入ってくると、今後ですよ。というように思う訳ですよ。

それが事業者もそうですし、町もそうです。その為に、町は申請をして補助金をいただいて、事業行って。簡単に言うと事業税も上がるでしょう。可能性あるでしょう。それから単純には入湯税ですよ。これだってまだ対象になるか分かりませんが。対象に成るとすれば町にそういう歳入。そのために、町長が先頭になって採択を受けたということだと思っんですけど。で、そういったものがどういうものであるか、ってのが言葉だけなんです。何か資料いただきましたか。議会で何か資料受けました。出されました、町長。私ちょっと記憶が無いんですけど。

どういう経済効果があるのか。どういうふうにして行くのか。それが実現できる、できないというのは別なんです。国・県に対しては、申請された訳でしょ。その為に町長自らもなった訳ですから。言葉じゃなくてそういうものを、きちっとだしていただきたい、と思うんですけどね。ある程度、と思うんですけどね。その辺が全く見えて来て無いんですね。ですからじゃあ本当に、これ執行できるのかってのが、今朝も、住民の方から今日議会だろうと。昨日も話があったみたいだけど、どうなってるんだと心配のお電話、いただいたんですが。ですから町長の公約でもあるし宣言もされてる。じゃあ、町づくりとしてこの「温泉まちづくり」ってのはどういうふうになってる、じゃ、それに合わせて各事業者、町民を含めて、どういう恩恵があるのか。またそれに向けてどういうビジネスをして行かなくちゃいけないのかが大事だと思うんですよ。それについて説明を受けたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） まさに温泉の町づくりと私が公約いたしましたのは、温泉を活用して町の活性化を図ろうという主旨目的でございます。

そういう中でこの度、国の方で、この地域経済循環創造事業ということなんです、交付金が決まりました訳なんです、一つは行政ではなくて、色々な会社とか団体とか、地域に眠っている金融機関の非常に大きな貯蓄と言いますか、眠っている資金を引き出して地域経済を活性化しようという、これが国の大きな目的になります。

そういうことで、観光協会が事業者として申請を行ったということでございます。これは2,050万円の総額の費用として申請を行っておりますが、その内1,350万円が交付申請額として補助金ということで採択された。また、観光協会の自己資金として200万円。金融機関か

ら融資していただく額で500万円ということで合計2,050万円。こういう内容でこの計画書は後でまた、主旨・目的、色々な内容が書いてございますので、これはすでに採択されたものでございまして、皆さんに配布することは可能であると思っております。

そういうことで、私のですね、目的とするそういう公約とした内容がなかなか、財政困難な中で、なかなか、難しかったんですけど、この採択をいただいたおかげで、一歩前に進むことができたのではないかなと。これからですから、これからパンフレット等との関係は、私はやはり少し時間を見まして、この温泉事業がきちんと10件20件30件と、ある程度定着した中での宣言というか、それでもいいんじゃないかなと。

まだなかなかですね、これが定着するまで、私も二つも三つも、簡単には行かないというか、困難な部分があると思っておりますので、そういう一つの過程を見ながらパンフレット等による宣伝、また温泉宣言については出して行きたいと思っています。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） あの、示せるのであれば、早く示したらいかがですか。これ1,350万円ですよ。これ全額、国費と言ったって税金ですよ、町長。さっき私、財政機関のお話していただきましたよね。まさに、財政批判の話じゃないですか。ずっと言葉だけなんですよ。単なるそれ、メモですか、今おっしゃった話は、メモじゃないんでしょう。正式な文書でしょ。申請書でしょ。しかも決済いただいたわけでしょ。採択いただいた訳でしょ。それは山谷と申しましょかね、町長おっしゃられたとおり、なかなか難しい所あるかも分かりませんが、進めるんでしょう。それともあれですか、これ町長主導なんですか。この事業は。民間主導と聞いてましたが、町長主導ですか。今の説明聞いてると、町長主導ということなんでけど。そういうことでよろしいんですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 実際的に、事業は観光協会の皆さんが中心に行いますので、やはり私の考えもありますから、やり取りの中で色々協議を、打ち合わせの中で進めて、これから進展して行くと思います。そういう中で、もう採択されたんだからできるだけ宣伝とか、広報は早くした方がいいと。ご指摘は受け止めさせていただきます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 「協働のまちづくり」ということ、とやっぱり今おっしゃったじゃないですか。地域の力をどう生かすのかと。見つけて生かすのかということでしょう。この事業

もそういう目的ですよ、国の事業目的は。どう育てていくのか、それならば少し戻りますけれども、これだけ大事な予算を使っていくと。昨日の一般質問の中で安心して聞いていただけませんよ、この事業について。

まず資料を出してそれからのことじゃないですか。

議長、この資料、今、出していただけますか。

要請していただけませんか。

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩いたします。

（午後 3時24分）

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引続き、会議を再開いたします。

田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 大変貴重な時間をいただきまして、大変失礼いたしました。お手元に配付いたしましたのが、この度の地域経済循環創造事業交付金の交付申請書でございます。こちらにございますとおり、御宿町長が総務大臣に申請しております。申請金額、交付申請金額は1,500万円でございます。

次のページに参りまして2つ目の表でございますが、事業実施主体、こちら一般社団法人御宿町観光協会ということでございます。

次のページお願いいたしまして、こちらに先ほどのご質問にもありましたとおり事業の目的などが書いてございます。こちらをちょっと抜粋しますと、「町内宿泊施設約60件に温泉を湯入し、観光客の増加を目指すものです。」ということで次の黒ポチですが、「町内宿泊施設に温泉を供給する為のシステムを構築し、御宿の源泉から各宿泊施設に温泉を運搬供給することで、温泉のまちづくりを進めます。」ということでございます。

次、(3)の事業の背景でございますが、マクロ分析の後の方ですが中でも温泉は日本の観光魅力の大きな要素と言えます。しかしながら御宿町では温泉を所有する施設は1件に留まっており、この温泉を他の宿泊施設に供給することで、御宿の魅力が大きく前進する事が期待されます。

次のミクロ分析でございますが、こちらの2行目でございます。「年間民宿を優先に温泉導入を進め、早期に40件以上の温泉設備導入が完了するよう努めます。」ということで、後段でございますが。「受入側の整備を速やかに行うことで、誘客に向けた効果が早い段階で表れるものと考えます。」ということになってございます。

次の事業内容ということで、①で顧客は誰かということですが、温泉利用者全てが顧客ということでございます。

何を提供するのか②でございます。これは温泉を利用させていただいて、結局上の段にございますとおり、既存の地域資源であります伊勢海老・鮑をはじめとした海産物や農産物、こちらの方を提供したいと考えております。

活用する資源は何かということですが、こちらの流通ルート等ということで、後段の交流人口の増加に伴う需要拡大を図るということで、その結果、人や資金が各地域産業において循環するようになり、地域が一带となった活力のある地域づくりを実現するということです。

④といたしまして、他と差別化できるようなポイントということです。これは中段でございますが、御宿の海と伊勢海老・鮑を目当てに御宿を訪問する観光客も少なくないということで、この様な状況から、今までにない宿泊型観光の開発や、温泉の供給に努めるということで、温泉はもちろんですが、今までにない宿泊型観光と言うのが、先ほどの「体験型観光」のことでございます。

⑤の収益を上げる方法ということで中段でございます、事業を継続していく中で、利用者の口コミや観光キャンペーン自身による効果が波及しまして、年度毎に利用者の増加が予想されます。ということで、昨日一般質問で申し上げましたとおり、年中割りで定数の増加を見込んでおります。

また事業のリスクということですが、こちらのリスクが予見される場合は、安定供給ができるように設備・整備を事前に改善するというので、地域での事業実施体制図という事で(6)番でございます。

真ん中に観光協会がございまして、ここから下の矢印で各宿泊施設にお湯を供給するというので、右側の方が民間企業、こちら側が源泉でございます。左側が私ども御宿町産業観光課でございます。連携する地域機関との調整状況ですが、こちら後でご説明いたします。

また(9)、最後でございますが、地域にもたらす効果ということでございまして、こちら宿泊業がもたらす経済効果は、「御宿の産業全体に影響を与えており、宿泊客が増大すること等により地域内での消費も拡大し、地域経済全体へ効果的に波及します。」ということで、温泉という資源を活用することにより、更に観光地として魅力ある町づくりに取組み、宿泊業はもちろんのこと、関係する産業が一体となって地域活性化を図ります。ということで観光は裾野が広がる

ございますので、関係する営業所の方にも、経済的波及が期待できるということです。

最後、一応の交付算定申請額の算出表でございます。これは上の段ですね、初期投資額等合計で2,050万円。この上が事前調査費で150万円、備品設備購入費これは1,720万円、こちら大部分がタンクローリーの購入費用となる予定でございます。その他管理費ということで、人件費を計上してございます。下の段の資金計画でございますが、観光協会の方の自前の資金が200万円、また金融機関からの融資額ということで、これは市中銀行から500万円借りるということがこの事業の必須条件になっておりますので、融資を受けるということで、こちらの方はすでに融資が終わっていると聞いております。これが合計で700万円ということで、このAですね。初期投資額の合計から資金の分700万円を引きまして差額の1,350万円。今回すべて国庫の方から交付されるという事業でございます。以上です。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

これは町、町長名ですよ。町長名で出す申請書で、これが非公開に当たるはずがない訳で。今般もこれ100%国から受けたものを、町の一般会計に入れて当該年に支出するというので、これ100%国の予算かも分かりませんが、町の一般会計予算でしょ。町の一般会計予算なんですよ、町長。初めてですよ、こういうものを見たの。これ町長の公約でしょ。何度も聞きますけど。素案の段階で、あの時もそうだったじゃないですか。昨年確か高校跡地、あの時は確か契約書まで公開していただきましたよね。これも公約でしょ。先ほど段々とというお話しもされましたけど、それでいいんですか。普通だったら万を期して、国からも補助金をいただいと。一刻も早く宣伝をしてですね、お客さんに来ていただくということじゃないですか。

で、ここにもずっと書いてあったじゃないですか、地産地消も含めて、さまざまな地域循環の効果、将来への発展の可能性があると、いうことがあるでしょう。ですから、この中で町が果たすべき役割、これ町長名で出した訳ですから。協会長の名前じゃないですよ。御宿町長石田義廣って書いてあるじゃないですか。出したわけですから、じゃあ、その中で町は果たすべき役割ってのがあると思うんですね。1つは総合的にありますけど、さまざまな産業。これはプラスする訳でしょ。という説明ですよ。じゃ、こういうものが入ってくる中で、地域はどういう役割を發揮するべきなのか、中山間整備もそろそろ終わりを迎えてきますよね。そこに向けてどういうふうに私達は、ビジネスをして行けばいいのかと、農家経営をして行けばいいのかという、大きな可能性が生まれたと思うんですよ、私は。そうじゃないですか、町長。

それともう一つ。昨日の質問の中にあつて、私も非常に不満不安に思っているのが、この事業のリスク、内外性のリスクと解決すべき課題、温泉供給元の安定供給は可能か、リスクを回避する為に事前のリスクが予見される場合は、安定供給ができるように設備・整備を事前に対応すると書いてあるんですけども、どうも昨日聞いていると、この辺元々のこの温泉そのものですね、ここが合意に至ってないような気がするんですけども。ここはきちんとそういう面では、町長自らが行って、きちんと説明をします。で、この5番の事業リスクを回避するということが、必要じゃないですか。事業者も含めて。その辺は全くこの5番というのはないということでの判断でよろしいんですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろ、石井議員さんにはご指摘いただきましてありがとうございます。初めての事業なので慎重にということがひとつあります。決して出し惜しみとかそういう意味ではございませんが、温泉所有者の方にも、私、先日お会いしましたが、是非ですね、この事業成功に導きたいと、ご趣旨はもつともで、ご指摘のとおりでここにも書いてあります。とにかく、これは国から大切なそういった大きな助成金を補助金をいただきましたので、是非成功に導きたいと思えます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。もう一度確認しますけども、この5番の事業リスク。5番の事業リスクというのは有るんですか、無いんですか。昨日の一般質問の中でもこの事業リスク言ったじゃないですか。について質問されて明確な答弁がなかったと、私は思ってるんですよ。非常に私聞いてて不安でした。で、有るのか無いのか。で、どのように対処するのかということで、事業者及び町長含めて、やはりきちんと説明して、それを回避すると。で、この事業が今、町長おっしゃったように円滑に実施できるようにするという事は、必要あるんじゃないかと。で、その為に町長ご自身、何度も言いますが、公約な訳ですから。これだって順風満帆に、順調に事業進んでるんだったら何も言いませんよ。私、最初に言いましたよ。今朝、今朝も住民から直接、私のところへ電話があった訳ですから。みんな心配してるんですよ。そこをきちんと音頭をとって、当初の目的がきちんと達成されると。

それともうひとつ、答弁もらってないんですけど。これ入湯税に該当するんですか。確かさっきも質問したと思うんですけども、それとそれは今後、歳入面ではどのように考えているのか、ということなんですけど。それをもう一つ。

○議長（中村俊六郎君） 埋田税務住民課長。

○税務住民課長（埋田禎久君） 今のご質問ですが、鉱泉浴場の定義といたしまして…。

（「ちょっと聞こえない」と呼ぶ者あり）

○税務住民課長（埋田禎久君） 鉱泉浴場の定義といたしまして、地方税法の取扱通知に、「原則として温泉法にいう温泉を利用する浴場をいうものであるが、同法の温泉に類するもので、鉱泉と認められるものを利用する浴場等、社会通念上、鉱泉浴場として認識されるものも含まれる」とございます。これによりましてタンクローリー輸送した場合でありましても、温泉法に規定される温泉を利用する浴場につきましてはその入湯客に対して入湯税を課することができます。対象となるということです。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 色々ありがとうございます。リスクということですね。

（「5番です。」）と呼ぶ者あり）

○町長（石田義廣君） すいません。今ですね、定期的に観光協会の中で、宿泊業界の中で使用者といいますか、旅館の皆さん方に、説明をはじめに何回かやっていたようですが、なかなか1回や2回じゃ具体的に分からない。要するに、例えば何リットル使って幾らぐらいかかるのかとか、一つの湯船で一日使ってどの位だとか、いろいろそういう細かい計算してましてですね、徐々にですね、浸透しつつあるという連絡はいただいております。

リスクというのはどの位の参加者が、使用者ですね。ここに最大60件位と書いてありますが、いっぱい、ほとんど入っていただければ、それにこしたことはないんですが、初めは少ないと思うんですが、徐々に増えて行くことを期待するわけですが。是非ですね、初めは少なくとも1年、2年経って、2倍3倍になって、そういう参加の仕方になるのかなと思いますけど、やはり多く参加してくれれば、それは事業がうまく回転すると私は意味に取っておりますので、その辺が1つリスクありますが、そういうことでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） あの、きちっと聞いたことに答えていただけませんか。私、何度も同じこと、いってるんですけども。5番の事業リスク、内外リスクと解決すべき課題。何ページ目ですか、いただいたものの。1、2、3、4枚目の一番上。4枚目の一番上ですね、「温泉供給元の維持管理及び安定供給が可能かどうかのリスクを回避する為に事前の点検を行う。現況にてそのリスクが予見される場合は、安定供給ができるように設備整備を事前に対応する」と

こう書いてあるんですね。で、このことが昨日の一般質問の時に、私は非常に気になってる。いくらこちらがね、民宿の方々が利用したいと言っても、供給元の対応が取れてなければできないじゃないですか。そこがきちんと対応が取れてるのかと、そこが難しい、非常にリスクがあると私は感じを受けた訳ですよ。聞いている中で。で、それが有るのか、無いのかっていうのが大事ですよ。あるんだって、それをどう対応するのかと、少なくとも町長と事業者でですね、きちんと説明をして、その対応を図る必要があるんじゃないかっていうのが、私の質問の趣旨と提案なんです。

で、これどうされるんですか。どのようになっているんですか。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） はい、このことにつきましては、当事者で慎重に協議しております。協議中であります。まだこういう結果というか、こうしようという、少しずつ進んでおりますということで連絡を受けておりますが、最終的なきちんとした結論には、まだ到達しておりませんので、その都度ですね、当然ですけど、町長としての政治家としての当然、出て行きますけど、今、実態の事業主体としてそういうことで交渉と言いますか、お話をしているところでございますので、これからということで、非常に重要な期間なんですよ、もう少し時間をいただければと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） すいません、何度も。あの、普通、申請する場合は全て事業計画、整うと。この事業の一番の出発点というのは温泉というのは、御宿町、確か1名ですか。その供給元で温泉を提供していただけると、いう好意からこの事業出発したと思うんですよ、で、まあ、そのように聞いております。それが現在交渉中っていうのはどういうことですか。前提ではないんですか。良くわからないんですけど。ただ実務上ね、例えば温泉をさっきこの事業はトラックにですか、タンクローリーに載せると、ね、その載せるためには1件あたりの量は少ないけど、何十件になると多くなりますから、そうするとそういう整備が必要ですよと、そういうリスクがありますよと、問題点がありますよとそれを解決しなくちゃいけない。例えばね。例えば蛇口が10mm口径だったと、それが50mmとか100mm口径になりますよと。それは施設整備しなくちゃいけないじゃないですか。じゃあ、それは供給元が整備するんですかと、それはおかしいでしょうと。例えばですよ。私わかりませんが。一般的にはなるじゃないですか。そういうリスクなんですか。それとも供給するかしないかの話なんですか。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○町長（石田義廣君） 確におっしゃるとおりでございますけど、仮契約という形でございますけど、途中にこう時間が、月日が経つにつれて色んな条件が出てきてるようなことも伺っておりますので、是非ですね、これは解決して、なかなか申請時に、これ事業の一週間とか10日とか非常に短かったんですよ。それで色んな状況もあります。でも、こうして採択いただきましたので、後は皆さんのお力をいただいて、ご協力をいただいて、成功に導かなくちゃいけないと考えております。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 了解をいたしました。

私、問題が深くなる前に、初めに挨拶だけでも町長行かれて、ご賛同・ご協力をいただいたらいかがですか。

今、おっしゃられた主旨をご説明されて。やはり民間同士ですと、当事者同士ですと、なかなか話も難しい所あるが、私あると思うんですよ。そこはやっぱり町長が行ってですね、この事業何度も言いますが町長も公約でもありますし、そこも含めましてですね、少なくとも町長として説明。説明まで行かなくてもいいですよ。挨拶に行くということの方が私よろしいと思うんですね。このままきちんと交渉して結果は、難しいのではないかなと、しかも時間かかるのではないかなと。最終的には町長に判断、お任せいたしますけども、私としては最低でも挨拶に先に行かれて、必要であればきちんと対応取られるということが大事だと思います。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど申しましたけど、ご挨拶とかは行かさせていただきます。そういうことで、今、おっしゃられたことも重々承知しております。そういうことで、今後、密な連携を取って、この事業を進めていきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 11番、貝塚嘉敏君。

○11番（貝塚嘉敏君） 関連で、観光のもう一度、私ね、確かめたいんですけどね。

観光費のですね、海水浴場監視業務委託。これね、先ほど説明では3日間って言いましたよね。土・日、海の日と。これね、3日間で何人出て、どういう監視体制を取るんですか。その前に、何で今年は7月20日が海開きなんですか。これはね、前々からね、第1週の土日から海開きをするというような決まりがあったんですよ。

しばらく前に町長が職員でいた頃、課長でいた頃、そのころなんかもう5月には5月の連休

には海開きやったり、本土で日本一早い海開きの御宿だとか、そういう宣伝をしてですね、それでちゃんと監視体制も取って、で、お客様を迎えてたという時期もありました。それはそれとしてですね、何でもここ数年その7月の1週の土・日にかけてですね、海開きをするということが崩れて、何でもこういう形になって来ちゃったのかということですよ。まして連休、昨年もそうです。その後の土曜・日曜なんてのは、お客大分減ったんですよ。まだ学校が休みにならないからってこの前の連休、海開き挟んでの連休においてはですね、かなりの手が出てですね、賑わったんです。それでこの3連休にね、我々観光宿泊業者っていうのは、まず7月の第1回目のお客様を受け入れる、大事な入り口なんですよ。第一歩なんですよ。観光立町、御宿を目指してる町長が、なんでこんな20日にね、協会の総会のを聞くとですね、人件費がないから、人件費の削減のために遅くなりましたって。どういうことなんですか。これ。

聴くと前任者は予算の中に20日からの海開きという形の予算しか、付けてなかったと。これはね、私おかしいと思いますよ。素人の町長だったら私は、何も言いません。行政の時からずっと今日まで、御宿町トップになるまでの間、関わって来てたんですよ、御宿町に。状況がいくら未曾有の大震災があったとしても、昨年も私、この議会で質問しました。1年目の補助金を出してくれて助けられた。今年も続けてやるんですか。それはやりませんと。じゃ、助成事業やりませんということで努力しましたけどね、昨年は一昨年よりも悪かったんですよ、お客が全体的に。これはもう宿泊関係者みんなそう言っている。海の家もそう。そういう中で、今年も、なお、皆さん不安を感じてるんですよ。正直言って観光協会からの宿泊予約なんてまだ全然入ってません。担当に聞いても問合せありませんと。普通は今頃はですね、今まで、もうお盆の宿泊がほとんどの予約が入ってるんですよ。それがガラガラなんですよ、何処を聞いても。それでなおかつ7月の20日が海開きなんて、何やってるんだと。せめて今まではこの近村の海水浴開きは、いち早く御宿がやっていた筈なんですよ。

いったい、基本的に観光立町だと言っている町長が、なんでそういうことが、自分の意思で定められないんですか。ましてですね、温泉だってそうですよ。私、議会で言ってましたよね、温泉宣言してくださいよと。元湯温泉がくれるって言ってますよって。3年前ですよ、私言ったの。考えてくださいよ。この事業だってそうですよ。昨年の選挙でですね、温泉のまちづくりという公約をして、その前の年に大野議員の質問で温泉を町をしてくださいと。その前には私は言ってるんですよ。今回賞おうとしている元湯の温泉をいただけますからと、どうなんですかと言ってるんですよ。ですから、公約にうたったようにやるのであれば、この事業はです

ね、国から降って沸いたもんですよ。たまたま町長の考えと一致したから、これ幸いと思ったかわかんないけど、本来なら町長は本当に選挙の時に公約したような考えを実施しようとしたら、そういうのは関係ないですよ。独自で、町の資金で、そういうことをやるというね、考えでいたなら、これはもうとっくにね、この6月1日から御宿は「温泉ですよ」といって、観光客が温泉に入りながら海水浴が。そうやってですね、お客がいっぱい来るという想定はできた筈なんですよ。

私が言いたいのは要するに、「機が熟してから温泉宣言をしても遅くはないと思います。」と言う町長のその考えは、私は間違ってると思うんですよ。事業者は温泉を引くと、ボイラーが今のボイラーでは駄目ですよとか、あるいは2倍3倍にうめられますから、今あるボイラーを100度にして、それでうめて45度にしてですね、提供すればできますよと。そんな安易なものじゃないんですよ。毎日のことですよ、替えるのが。それは大変なことなんです。その為に、毎日運んでもらう訳にはいかない。あるいは、予備タンクを作ってそこにに入れてもらって、3日に一遍づつ運んでもらうとか、そういうこともある。あるいは直接ボイラーをつなげて常に温泉としてね、24時間入れるようにするとかね。そういう設備をしなければ、温泉宣言して温泉の宿でした、という気もしてくれなくなるんですよ。ですから色々あって予定しているように、最初に10件でも20件でもというような話がありましたけどね、違うんですよ。もうこの日までにこうしましょうよと言って、自分で掘ったなら、何千万かかるんだけど、こういう制度をうまく利用して、お願いしたら来たという事でね。1年も2年も早く実施できるようになったんだからという事ですね、それなら皆さんがやってくれるように、町としてこういう助成制度を特別に設けて、期限を切って、それでいてこうしましょうよと。一部、町民の納めた税金をですね、そういった業者に貸し与えてもですね、今、石井議員が聞いたように入湯税が入ってきますよ、とることが出来ますよっていったらお客がどんどん増えますよ。隣の鴨川市なんかは6千万、7千万の入湯税が年間入ってくると。それによって目的税であるけど、観光に対しての助成がどんどんできたり、そしてお客を呼べたりと。そして色んなここに書いてあるようにね、いろんな関係産業がですね、活性化して町に税金として納めてもらえる。活気のある町づくりが行われているという事なんです。ですから資源の乏しい、また観光の目玉として少ない通年観光を目してる第一歩として町長、これは非常にいい考えだと私は思って、提言して来てたんですよ。なおかつこれを実施するにあたってですね、温泉だけでね、通年、お客は常にとってことはないけど、今まで以上にね、来る筈なんです。それと同時にですね、や

はり町の温泉ですから人の集まるところにですね、足湯とか温泉としての、そういったものを示してですね、やはり御宿は温泉なんだねと、温泉の町になったんですね、というようなイメージを与えて、そういう感覚を持って帰ってもらわなきゃいけないんですよ。ですからね、これは一刻も早くね、観光協会所属してる宿泊組合の皆さんとですね、やはり膝を交えて、どうしたら貴方達は受け入れてくれますか、温泉を引いて温泉宿としてやってくれますかと。膝を交えて話し合ったらどうですか。皆さんね、皆言ってるんですよ。100万200万かけてね、なおかつ年間お湯をもらうのに40万、50万かけて、水道料金よりも高いと。お湯を沸かすのに、水道を使ってお湯を沸かして毎日取替えてる、その方が安いって言うんですよ。それらのそういう悩み、利用者の内容をちゃんと聞いてですね、それをどうやって解消して、そういうところに波及効果をもたらしていくようにするのが、私は、温泉を宣言する町の役目だと思うんですよ。

いろいろと問題いっぱいあって、徐々にやっていますって話はしてますけどね、私も当事者ですから。協会に行ってはですね、色々と話聞きますよ。そんな生ぬるい事でいいの。もっとあなたたちは町から委託されたんだから、一つの会社と同じなんだから一生懸命やってよと。そういう話はしてますよ。けどね、皆さんは協会が云々じゃないんですよ。町がやるんだということね、思ってるんですよ。ですから町はどうなんだと。町長は何考えてんだと。町長はどうしてくれるんだと。これで本当にいいのって言うようなね、心配をしてるんですよ。

ですから、これからもそうでしょうけれど、業者とですね、やはり膝交えてですね、回を重ねてくれてですね、受け入れてくれる、利用しようとする人達の、業者の気持ちを充分聞いたうえで対策を練って、どうしたらそれをクリヤしていけるかということね、してもらわないと、今日、それを協会にやれっていっても、協会、絶対に進んで行きませんよ。はっきり言って、協会職員はね、来てまだ何年も経ってないんですよ。昔からの御宿の観光というものを知らないんですよ。ですからね、そういうね、ところに、行政がしっかりとですね、アドバイスをして、これをフォローしてもらわないことにはとんでもないですよ。私なんかは温泉を引く事には大賛成で、自らお願いした方ですからね、どんなリスクがあろうと、受け入れてやってみようと思ってます。けどそうではない人は沢山いるんですよ。今、ここで設備投資をしてもですね、果たしてどうなんだろうと。何百万で借金をして直してそれをいつ返せるんだと。投資しただけでいいんですよ。お湯はただでくれるんだったら、これいいですよ。そのお湯だってお金がかかる。けどお客さんが来ればそんなのはすぐ返せるでしょうと。経営者であ

れば、それくらいのことは考えましょうよと、私は言ってるんですよ、会うと皆に、話あるごとに、皆に言ってるんですよ。だけど町として、協会として、幾らかでも負担を軽くしてくれるような考えを持ってくれればいいんだけどね、って言うのが本音なんですよ。その辺を私はしっかりと、受け入れる業者との話し合いをしてほしいって言うんですよ。御宿町が温泉宣言をしてですね、これが成功する。その秘訣は、それしかないですよ。受け入れる人達のね、気持ちを十分に理解をして、どうしてやったらやってくれるか。それが成功するかって事だと思うんですよ。

町長、ひとつその辺について。その前に課長に、この3日間の人件費、監視員の幾らで何人雇うのかちょっと教えて。

○議長（中村俊六郎君） 田邊建設観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 現在、海岸の監視は大学のライフセービング部にお願いしておりますが、例年、議員さんおっしゃいますとおり、本町の海開きは7月上旬の日曜日に行いまして、海水浴場を開設しておりましたが、あの、7月上旬がちょうど学生の試験期間と重なりまして、人員確保が困難な状況でございます。

今年は7月の13・14日の土・日と15日の海の日、3連休でございまして、本来でしたら13日から海水浴場を開設したいところでございますが、申し上げましたとおり学生の都合から7月20日の海開きということで準備を進めて参りました。

しかしながら、議員さんおっしゃいますとおり、日本でも有数の海水浴スポットであります御宿が、海水浴を目的に海の日を含めます、この期間中お出でになりますので、お客様を蔑ろにできないという観光協会の声を前に、何とか皆さんのお骨折りによりまして、連休中のみライフセーバーが確保できましたので、海開きは予定通り20日とさせていただくものの、連休の3日間のみ、海水浴場の開設準備も含めて監視を行うということで、委託料49万円でございます。

この内訳でございますが、1日あたり15人で3日間。1人1日単価9,450円の45人分で425,250円と万一のための保険料を含む諸経費といたしまして62,000円、合計で487,250円でございます。

○議長（中村俊六郎君） 11番、貝塚嘉軼君。

○11番（貝塚嘉軼君） 11番、貝塚。

49万円、3日間でかかりますと。しかしですね、これ学生が休みが取れない、だからこうし

たというようなことを言ってますけどね、学生ばかりじゃなくて、一般の人も何人か、雇用してた訳でしょう、今まで。それで今年も雇用してもらえらるだろうと、この時期はということで、わざわざ勤めていた所を休んで、予定を入れて待ってた。だけど今回は学生ばかりで、一般の今まで使ってた監視員は使わないと。そういつて、ある情報が入ったんですけど。さて3ヶ月間、どうしようかというようなね。事前にこうであるんなら、もっと早く言ってくだされば、私も会社を暇を取らなかつた。今、使ってもらえなくなつたから出ますって訳にはいかないんですよ。ということ、これからバイト先を探さなきゃいけない、あるいは改めて勤め先を探さなきゃいけない、というような人もいる、ということ、聞きました。何でね、もう20日から海開きすると言つて、今回はこういう形で、人材を確保するんで、これこれですよ、というようなね、情報をやはり出すべきじゃなかつたのかなと。散々お願いして使つてそれを何もなしに直前になつて、あんたは要らないです、つて。これは御宿町としてね、取るべきことじゃなかつたなというふうに思いますよ。それはそれとしてですね。とにかくね、49万円のここに費用をかけるんだつたら、何でその日から海開きやんないの。おかしいよ。それはそれとして、温泉についてですね、町長もう一度、はっきりとした事、言つてくださいよ。約束してくださいよ。私なんかも始め、これで経営を成立させていく訳ですから、ですから希望の持てる、この宿泊施設関係者の人達が、やはり希望を持って営業をしていけるといふね、力強いバックアップ、メッセージが欲しいんですよ。ひとつお願いします。もう一度。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） それでは、海開きのことについて少し申し上げますけど、貝塚議員さんもお承知のように15年前20年前と監視状態、監視員の状態はね、かなり社会状況が変化してつてますので、なかなか10人15人と大勢の人を地元から集めるつてのは非常に難しい状況になつてつてます。そういうことである意味では、大部分、学生に頼らなければいけないと思つてつてますけど、そういう監視員の集め具合と言いますか、その辺が一点と、もうひとつは財政上の制約が当然ありますけど、まあ、ご指摘はしかと受け止めさせていただきたいと思つてつてます。

温泉につきましてはですね、基本的な考え方、基本姿勢は、私は変わつておりません。公約として挙げましてこうやつてやらせていただきまして、しかしながら自己で自ら町が温泉を掘るとか、非常に多額な費用がかかりますので、さあ、どうしたものかな。公約は挙げたけど、どういふ取っかかりが、どうしたらいいかなとずっとあつた訳ですが、幸いにも今回こういう採択いただきましたんで、一歩出ることができたと。先ほども申し上げましたけども。そうい

う中で、時間的な流れが少し遅いというか、ゆるいという感覚もあるかも分かりませんが、いずれにしても、先般ですね、先に色々ご質問いただいた時に、町はしっかりと、必要な補助出して行きますよと言っております。私も言わせていただきましたけど。そういう中で、この計画をですね、今、進めておりますので、しっかりとですね、この計画が、やはり順序がありますので、先ほどの温泉源の話、またその次ですね、温泉客の旅館民宿の加入、色々ありますから基本姿勢は私、ずっと前を向いてやりますんで、もっと早くしろと言うお言葉だと思いますけど、色々ご意見いただきましたけども、叱咤激励をいただいたという意味で、これからしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（中村俊六郎君） 他に質疑、ありませんか。

10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。

昨日も一般質問で海開きのことは、この間協議会があったので今日は控えます。

で、温泉まちづくり事業。昨日もこの書類が、まあ、今日、石井議員さんから質問ありまして、なんとなく今日出て来そうな気がしたんで、昨日はあえて言わなかったんですけど、これ一体誰が書いたんでしょうか。町ですか。観光協会ですか。この内容、誰が書いたんでしょうか。まずはその質問。

（「誰がやるの」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業建設課長。

○産業課長（田邊義博君） これは事業の実施計画書でございますので、町の作成です。

○10番（滝口一浩君） わかりました。

で、それはそれでいいんです。これはあくまでも、申請書類な訳です。今日1,350万円の採択がこの後ある訳ですが。その前にですね、石井議員、貝塚議員からも指摘のとおり、それ以上ということはないんですけど、あえてひとつこの事業計画ですね。この事業計画が、今の時点でどれくらいのものがあるのか。例えばですね、入湯税上げるって言ったって、温泉元との保証契約ないし供給契約、 m^3 いくらとか、そういう計画ないし入湯税の見込みですね。まずはそういうものとか、一応、まあ、事業計画と呼べるものだと、小さい会社経営してる訳ですが、そういうふうに思ってます。で、500万円の金融機関からの融資額、観光協会、この融資は受けたんでしょうか。その2つ、ちょっとお聞きしたいですけど。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 観光協会の500万円の融資は、もう実行されてると聞いております。

また入湯税でございますが、一応稼働見込施設が10件ですと、1年間で540万円程度と、見込んでおります。

○10番（滝口一浩君） で、あの、事業計画ですね。売上計画とか…。

あっ、議長。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。

売上計画とか原価計算ですね。

じゃあ、事業計画は町が作るのか、観光協会が作るのか、最後の質問にします。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） 詳細な事業実施計画につきましては、ただいま、事業主体でございます観光協会が温泉元と話をしておりますので、その中でお湯の供給単価でございますとか、あと参加者数によって、やはりタンクローリーで周る時間と人件費の方にも影響が出て来ると思っておりますので、その辺が、実証実験を終えた観光協会の方で算定するものと理解をしております。

○議長（中村俊六郎君） 10番、滝口一浩君。

○10番（滝口一浩君） 10番、滝口です。

最後と言ったんですけど、早めにですね、ある程度の事業計画は出してもらわないと。これ税金が投入される訳で、住民の方もちょっと納得いくような説明は、正直されてないと思うので、まあ、早急に観光協会並びに町と、どのような形態で、どのような売上とかその入湯税ですね。含めまして、今日みたいに書類として出していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村俊六郎君） 田邊産業観光課長。

○産業観光課長（田邊義博君） はい。その段階になりましたら、早めにお示ししたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方、挙手願います。

(挙手多数)

○議長(中村俊六郎君) 挙手多数です。

よって、議案第8号は議案のとおり可決することに決しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第10、議案第9号 御宿町立御宿中学校屋外運動場整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

渡辺教育課長より議案の説明を求めます。

渡辺教育課長。

○教育課長(渡辺晴久君) それでは議案第9号、御宿町立御宿中学校屋外運動場整備工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本工事の契約につきましては、町建設工事等指名業者選定基準に沿い、10社を指名し、設計書等についての縦覧を5月27日から6月10日まで行い、6月11日に入札を実施し、落札者が決定いたしますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得…。

(「ないよ」と呼ぶ者あり)

(「配布したやつ入れてないんだろう」と呼ぶ者あり)

(議案配布)

○教育課長(渡辺晴久君) 申し訳ありません。

それでは議案第9号、御宿町立御宿中学校屋外運動場整備工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本工事の契約につきましては、町建設工事等指名業者選定基準に沿い、10社を指名し設計書等についての縦覧を5月27日から6月10日まで行いました。6月11日に入札を実施し落札者が決定いたしましたので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」

第2条の規定により議会の議決を求めるものです。契約の金額は66,780,000円で、うち消費税は3,180,000円です。契約の相手方は、千葉県夷隅郡御宿町浜554番地、鈴清建設株式会社、代表取締役 鈴木泰司。工事は議会の議決を得た翌日から平成26年1月31日までです。

なお、今回の契約は御宿中学校屋外運動場の造成工事、舗装工事、付帯工事、囲障工事にかかるものであり、排水工事及び散水工事については、今後改めて入札を行い業者を決定する予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑に入ります。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

改めて伺いますが、予定価格と落札率。伺います。

それからこれ一応、工期。ここに提案説明のとおり議会の議決を得た翌日から平成26年1月31日ということで、書面上はなってるんですけども、具体的にですね。いつから具体的に工事入るということを伺いたいと思います。

それから議会等で細かい説明は、受けてはいるんですけど、この間に受ける子供達の、ようするに屋外の運動場等を使った体育の教科ですね。こうしたものを1月31日まで、そういう教科。どのようにということですね。それからこれ関連になるかも分かりませんが、すでにこの間、秋季運動会9月に行っていました。それを先月に行ったということで、すでに調整をされてる状況も伺っていますが、昨今8月から9月いっぱい非常に、温度30度を超えるということですね。あの、熱中症を含めた問題が、本校だけではなくて他所でもされるという中でですね。

それから秋には、文系の発表会があるということもありますので。これ今後、私は1学期にですね、運動会そのものは梅雨との関係もありますけどもね、多少の梅雨でも、実施できると思いますし。今度の運動場というのは、今の運動場と比べて水捌け等もね、考慮したという設計になってるといふふうにも伺っておりますので、そういう、秋季運動会も1学期に繰上げた方がいいというふうに考える訳ですけど。そうすることも含めて、今回の契約の内容について伺いたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 設計額でいきますと、落札価格が95.1%です。予定価格は95.2%となります。

それから具体的な工期ということですが、本議会にて議決を得ての本契約となりますので、その後、会社側の人に配置とか資材、その辺の準備を進めるような形になりますので、7月頭くらいから中旬に工事に入っていきように考えております。

学校の教科ということですが、これは新しくなってからということですか。期間中ですか。期間中につきましては、運動会もそうなんですけども、工事期間中に入る前にできるだけ屋外のカリキュラムを推進していただいて、工事中につきましては、体育館を使用させていただく形で、日程調整をお願いしているところでございます。

それから運動会につきましては、今年グラウンドの整備ということで5月に実施したところでございますが、実施後に中学校の方で生徒達にアンケートを取ったところ3年生については8割程度、春の方が良いと。受験の関係などもあるので、そういった意見もあったようです。1年生2年生については、約半数位が春の方が良かったと聞いております。学校も先ほどもお話ありましたが、文化的な授業、それから受験、そういったものもあるので、熱中症のことも考えながら、春の運営を今後、考えていきたいということ聞いております。

○議長（中村俊六郎君） 他に質疑ありませんか。

9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） これ予定価格を公表してやったんですか。それ1点と。3点あるんですけど。

議運で総務課長に説明をお願いしたのに対して、説明がないんですけど。

それとこの縦覧をさせたと言うんですけど、どういう形の縦覧なんでしょうか。以前、貴方が企画財政課長の時に相手が分からないような縦覧の仕方を取れということ言って、個別1件ずつの形と署名をさせたと、いう形式に変えたということなんですけれど。その3点。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） まず、予定価格につきましては公表はしておりません。

それから答弁漏れというか、説明が不足しておりまして申し訳ありませんでした。建設委員会からの要望についてということで、議運でそういったお話があったということは聞いておりました。御宿中学校屋外運動場につきましては、昨年度完成いたしました屋内運動場に合わせ、建設委員会にて検討いただいたところであり、平成25年2月18日に開催いたしました建設委員会におきまして、最終報告をさせていただきました。その際、線路とグラウンドの境界の安全確保、それからテニスコート等の風の対策、また野球場とテニスコートで異なる土を使用

していることから土の飛散流失などにより境界部分で土が混ざり合う、そういったことが懸念されるというご意見がございました。その為、容易に線路に立ち入れなくするとともに、風の対策という面から、線路側の樹木の伐採を最小限に留めることといたしました。今後、工事が進む中で、安全性や風の確認をしながら、柵の設置や風対策のためのネットの取付け、またテニスコートと野球場の境界への対策など、学校と協議しながら対応して参りたいと考えております。

それから縦覧の方法につきましては、それぞれ個別でさせていただきます。

○議長（中村俊六郎君） 9番、瀧口義雄君。

○9番（瀧口義雄君） 9番、瀧口です。

ということは防風ネットとか、JRの所の危険防止というのは、今後、協議していくという話ですか。あの、今の答弁をみると防風ネットもやらないと協議していくという話。これ工事に入るんですよね。危険防止ね、テニスのボールだって当然飛んでいく、野球のボールも飛んでいくという時に、危険防止の為にネットも上げるという話もして、石田町長は「予算、心配しなくていいですよ」と大変温かい言葉をいただいておりますけど、協議するのと、工事を入札してると、入ってるんですか、入ってないんですか。それをはっきりしてください。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 今回の工事の契約の中には、当初、示させていただいた設計で実施させていただいております。防風ネット等については、この契約の中には入っておりません。今後、まあ…

○9番（瀧口義雄君） いいですよ、それは。

○議長（中村俊六郎君） 他に質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） もう1点ございました。

この事業の管理っていうのはどうされるんですか。自ら担当で行うのでしょうか。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） はい、施工管理というご質問ですが、今回の工事につきましては、ひとつの現場に3社契約するような形になります。そのため、設計管理業務は各業者の進捗状況に合わせた調整や責任分担の明確化など、まあ、通常業務に比べて複雑化することが予想されます。

本工事では学校生活に影響が及ばないように、せきるだけ早期の完成を目指しているところであり、実質設計や現場の状況により、より精通した実施設計者が管理することにより、円滑な工事が見込まれるということ。から随時契約とさせていただいたところでございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） それはもうされた、したということなんですか。

したということであれば、何処がそれを請負うのか公表していただきたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） はい、こちらの方すぐ工事に入ると、予定でおりますので、契約の方はさせていただいております。

契約につきましては、実施設計をした株式会社榎本設計事務所が工事監理をする形になります。

（「金額は」と呼ぶ者あり）

○教育課長（渡辺晴久君） 金額は1,890,000円です。

○議長（中村俊六郎君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方挙手願います。

（全員挙手）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は議案のとおり可決することに決しました。

◎会議時間の延長

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。もうすぐ午後5時になります。議事の都合によ

り会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

ここで、5分間休憩したいと思います。

(午後 4時52分)

○議長(中村俊六郎君) 休憩前に引続き、会議を再開いたします。

(午後 5時 5分)

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長(中村俊六郎君) 日程第11、発議第1号 TPP交渉参加に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者、石井芳清君、登壇の上、説明をお願いします。

(3番 石井芳清君 登壇)

○3番(石井芳清君) 3番、石井です。議長よりご指示をいただきましたのでご説明をいたします。

発議第1号。平成25年6月18日。御宿町議会議長、中村俊六郎様。

提出者、御宿町議会議員、石井芳清。賛成者、御宿町議会議員、伊藤博明。

TPP交渉参加に関する意見書の提出を地方自治法第112条及び御宿町議会規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由はTPP交渉参加に関する意見書のとおりでございますので、それを読み上げ提案とさせていただきます。

提案理由。

TPP交渉参加に関する意見書(案)。

TPPに関しこれまで全国44道府県、2144市町村議会が参加に反対、慎重な対応などを求める意見書が採択されてきました。

本県でも千葉県議会で2度の反対決議をし県内46市町議会で同様の意見書が決議されています。

にもかかわらず、安倍首相は3月15日にTPP交渉への参加を表明し、4月12日には参加に向けた日米関の事前協議が合意されました。その理由として日米首脳会談で「聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」と国益を守ることが可能だとしています。

しかし「日米共同声明」には、「TPP のアウトライン」に示された「高い水準の協定を達成する」ことが明記され、その内容は関税と非関税障壁の全面的な撤廃が前提条件となっています。

TPP は、ほかにも医療や食の安全、官公需発注、ISD 条項など多岐に及びますが、これらが守られる明記がありません。「聖域なき関税撤廃が前提なら反対」をはじめとした 6 項目が守れるかとの疑問が広がっています。

更に「日米事前協議合意」では、自動車や保険の分野でアメリカに譲歩し、非関税障壁について、TPP 交渉とは別枠で二国間交渉を行うことになりました。

事前協議で国益を守れませんでした、今後の TPP 交渉で国益が守れる保証がありません。

参加表明前後、全国の 3 月道府県議会では、23 道府県議会が参加反対や農業への影響回避、情報開示の徹底を求める意見書を可決しています。

さらに参議院では「重要 5 品目などを聖域として確保できないと判断した場合、交渉からの脱退も辞さない」との方針で臨むことの決議をしました。

政府は、TPP 参加表明とあわせて影響試算を発表し、試算によれば、輸出拡大などで 10 年後に国内総生産(GDP)を 0.66%押し上げ、3 兆 2000 億円の経済効果があるとしています。米など主要な農産品の関税撤廃で農業生産額が 3 兆円減少するとしています。

また全国の多くの県が TPP に参加した場合の損失計算を試算「農業が壊滅的打撃となり地域が消える」との不安がますます広がっています。

千葉県も農林水産業の減収額は、現在の産出額 25%に相当する 1069 億円との試算が明らかにされ、コメは半減、酪農・養豚は消滅、肉牛も 70%生産が失われるとしています。

最近では、全国大学教員 1000 人近くが TPP 交渉の即時脱退を政府に要請しています。

さらに生活協同組合コープみらい理事長や関東各県の生協理事長も政府に交渉参加に関する要請をしました。JA 全中会長も「TPP は関税撤廃が原則という異質の協定だ、条件闘争はしない、断固反対を続ける」と記者クラブで述べています。

TPP は効果が少なく、農業への打撃をはじめとした失うものが余りにも大きいといわなければなりません。

政府は TPP について、わかりやすく情報を公開するとともに、お互いの国家主権、食糧主権を尊重し、国の文化や伝統を認め合うルール確立を求めます。

それが欠落した現状のルールでは日本の農林水産業が表退し、食の安全が脅かされ、国民皆保険が壊され、ISD 条項などの乱用で国の主権が侵害されることとなります。

このまま国民に情報が十分開示されず、国民合意もないまま拙速に TPP に参加することがないよう強く求めます。

以上について地方自治法 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 25 年 6 月、今日は 17 日。失礼しました、18 日。御宿町議会。

内閣総理大臣、安倍晋三様。

農林水産大臣、林芳正様。

経済産業大臣、茂木敏光様。

外務大臣、岸田文雄様。

内閣府特命担当大臣、甘利明様。

衆議院議長、伊吹文明様。

参議院議長、平田健二様

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 発議第 1 号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって発議第 1 号を直ちに採決いたします。

発議第 1 号に賛成の方、挙手願います。

（挙手少数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手少数です。

よって発議第 1 号は否決されました。

◎請願第 2 号の上程、説明、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第 12、請願第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択に関する請願書についてを議題といたします。

請願第 2 号は、会議規則第 92 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願第 2 号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、石井芳清君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

(3番 石井芳清君 登壇)

○3番(石井芳清君) 3番、石井です。議長よりご指示いただきましたので、ご説明いたします。

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書採択」に関する請願について
住所、千葉市中央区中央 4-13-10、千葉県教育会館。団体名、子供たちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会、会長、小比類巻勲。

紹介議員、石井芳清。

御宿町議会議長、中村俊六郎様。

請願理由。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが、義務教育費国庫負担制度です。

この制度が廃止されたり、国の負担割合が更に下げられたりした場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

また学校の開館職員である学校事務職員、学校栄養職員を含め、教職員の給与を、義務教育費国庫負担制度から適用除外とすることは、財政負担を地方自治体に貸、厳しい地方財政を更に圧迫するものであり、義務教育の円滑な推進を阻害することもあります。

以上のことから、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要請し、意見書の提出をお願いするものです。

詳細な内容は、添付資料のとおりです。ご採択いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長(中村俊六郎君) 本請願に質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採択いたします。

請願第2号、採択することに賛成の方挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、請願第2号は採択することに決しました。

◎日程の追加について

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

ただいま提出者、石井芳清君、賛成者、大野吉弘君から発議第2号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第2号の上程、説明、採択

○議長（中村俊六郎君） 発議第2号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配布）

○議長（中村俊六郎君） 石井芳清君、登壇の上、説明願います。

（3番 石井芳清君 登壇）

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

議長よりご指示いただきましたので、ご説明いたします。

発議第2号、平成25年6月18日、御宿町議会議長、中村俊六郎様。

提出者、御宿町議会議員、石井芳清。賛成者、御宿町議会議員、大野吉弘。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を、御宿町会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので、割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては、配付いたしました意見書のとおりでございます。

よろしく願いをいたします。

○議長（中村俊六郎君） 発議第2号、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を直ちに採決いたします。

発議第 2 号に賛成の方、挙手願います。

(挙手全員)

○議長(中村俊六郎君) 全員の挙手です。

よって、発議第 2 号は議案のとおり可決することに決しました。

◎請願第 3 号の上程、説明、採択

○議長(中村俊六郎君) 日程第 13、請願第 3 号 「国に置ける平成 26 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてを議題といたします。

請願第 3 号は、会議規則第 92 条第 2 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村俊六郎君) 異議なしと認めます。

よって、請願第 3 号は委員会付託を省略する事に決定いたしました。

紹介議員、石井芳清君、登壇の上、主旨説明をお願いいたします。

(3 番 石井芳清君 登壇)

○3 番(石井芳清君) 3 番、石井です。議長よりご指示いただきましたので、ご説明いたします。

請願第 3 号、「国における平成 26 年度 2014 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について。

住所、千葉市中央区中央 4-13-10、千葉県教育会館。団体名、子供たちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会、会長、小比類巻勲。

紹介議員、石井芳清。

御宿町議会議長、中村俊六郎様。

請願理由。教育は日本の未来を担う子供達を心豊かに育てる使命を負っています。

しかしながら子供達を取り巻く環境は、社会の変化とともに様々な問題課題を抱えています。子供達の健全育成と豊かな教育を実現させるために、国における平成 26 年度教育予算拡充に関する意見書の提出をお願いするものです。

詳細な内容は添付資料のとおりです。ご採択くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長(中村俊六郎君) 本請願に質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採択いたします。

請願第3号、採択することに賛成の方挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、請願第3号は採択することに決定しました。

◎日程の追加について

○議長（中村俊六郎君） お諮りいたします。

ただいま提出者、石井芳清君、賛成者、大野吉弘君から発議第3号 国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書が提出されました。

この際これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって発議第3号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第3号の上程、説明、採択

○議長（中村俊六郎君） 発議第3号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配布）

○議長（中村俊六郎君） 石井芳清君、登壇の上、説明願います。

（3番 石井芳清君 登壇）

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。議長より指示いただきましたので、ご説明いたします。

発議第3号、平成25年6月18日、御宿町議会議長、中村俊六郎様。

提出者、御宿町議会議員、石井芳清。賛成者、御宿町議会議員、大野吉弘。

国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書を、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので、割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては、配付いたしました意見書のとおりです。
よろしくお願ひいたします。

○議長（中村俊六郎君） 発議第3号、採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を直ちに採決いたします。

発議第3号、賛成の方挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、発議第3号は議案のとおり可決することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで石田町長よりあいさつがあります。

石田町長。

（町長 石田義廣君 登壇）

○町長（石田義廣君） 平成25年第2回定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会では、中学校屋外運動場の工事請負契約の締結など、1報告9議案についてご審議をいただきましたが、議員の皆さま方のご理解によりまして、いずれもご承認ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

これから御宿町はトップシーズンを迎えます。お越しになる多くの観光客の皆さまに、事故もなく、御宿の夏を楽しんでいただけるよう、最大限務めて参る所存でございます。

議員の皆さまにおかれましても、ご指導ご協力の程をよろしくお願ひを申し上げますとともに、時節柄、健康には充分にご留意されまして、これからもご活躍されます事をお祈り申し上げます。閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中村俊六郎君） どうもありがとうございました。

議員各位には、慎重ご審議いただき、また議事運営につきましてもご協力いただきまして、

円滑な運営ができたことを厚く御礼申し上げます。

これから観光シーズンを迎え暑くなりますので、議員各位におかれましては健康に十分に配慮されますようお願いいたします。

以上で、平成 25 年御宿町議会第 2 回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。(拍手)

(午後 5 時 2 4 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 1月 8日

議 長 中 村 俊 六 郎

署 名 議 員 貝 塚 嘉 軼

署 名 議 員 大 地 達 夫